

3月2日（木曜日）

第3日目



---

---

平成18年3月2日（木曜日）

---

**議事日程第3号**

平成18年3月2日（木曜日）

開 議 午前10時

第1 一般質問

質 問

応 答

散 会

---

**本日の会議に付した事件**

日程第1 一般質問

1. 立石由紀君

- (1) 乳幼児医療費は旧比内町のように完全無料化すること
  - ・ 就学前の子供の医療費はどの子もみんなが無料になるように
- (2) すべての小学校での学童保育実施で、子供たちに安心・安全の放課後を
  - ・ 未実施校をなくし、さらに充実させるように
- (3) 就学援助認定基準は旧比内町基準とし、教育の機会均等が損なわれることがないようすること
  - ① 低い大館市の基準でなく、高い比内町の基準に合わせるべき
  - ② 必要な額はきちんと交付税措置するよう国に対しきちんと要求すべき
  - ③ 保護者に対する就学援助の周知徹底について

2. 松橋日郎君

- (1) そもそも土地区画整理事業というのはどういうものか
  - ① 事業そのものの実態は、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設、または変更ということになるのでは
  - ② 道路のほかにどのような公共施設を整備または新設することを想定しているのか
  - ③ 市の大まかな構想、イメージを示していただきたい
- (2) 区画整理事業における換地処分、無償で土地を提供する減歩は住民の生活にどのような影響を及ぼし、住民の意思は生かされるのか
  - ① 換地の計画は、誰が、いつ、どのようにしてつくるものなのか、仮換地の通知はいつの時期になされるのか、仮換地計画案は公表しないのか
  - ② 換地計画をつくる場合、個々の住民の意思はどの段階で、どう聞いて、換地計画

に反映され、生かされる保障はあるのか

③ 過小宅地の減歩をしない、精算金も取らないというやり方は考えているのか

④ 十分な情報公開を行い、将来に禍根を残さないようにすべき

(3) まちづくりのための区画整理事業にかかる疑問点について

① 事業を進めるに当たって、納得は得られていると判断されているのか

② ジャスコの撤退と事業者が廃業すると、事業内容の変更が求められることにはならないか

### 3. 佐々木 公 司 君

(1) 都市計画への市民アンケートの結果について

- ・ 20年後に期待するまちのイメージと、不満回答について市長はどうに考えているか

(2) 大館市世論調査結果について

- ・ 今時点での市長の御見解を

(3) 新大館市総合計画策定について

- ・ 基本構想で他市に誇れる施策は何か

(4) 今年の冬の豪雪対策について

- ・ 豪雪による総括をどのように生かし、これを18年度予算の中に盛り込んでいるのか。そして、その豪雪対策において何が一番問題であったか

(5) カラス対策について

- ・ 具体的な今後の対策について

(6) 小・中学校における実践型職業教育について

- ・ 学校教育におけるキャリア教育の必要性、そして学校・家庭・地域との連携の必要性についてどのように認識されているか

(7) 小・中学校のコンピューター整備活用事業について

① 小・中学校におけるパソコンの教育というものは、どういうところをねらっているのか

② 家庭においてのインターネットの活用の実態はどうなのか

③ ネット社会の功罪について

(8) 映画「好きだ、」放映について

- ・ 大館市を舞台とした映画の放映を間近に控え、絶好の大館PRの好機と考えるが、市としての取り組み、学校現場での取り組みはどうなっているのか

(9) 大館地区高校統合問題について

① 協議会の結果を踏まえて、どういう方向づけをするのか

② 学科・学級数について

③ 設置場所はどこが適地なのか

④ 定時制高校の問題について

#### 4. 阿 部 清 悅 君

(1) 国保税と介護保険料の値上げの根拠とその背景について

(2) 使用料・手数料について

(3) 市内3校の高校統合計画に対する市の対応について

・ 空き校舎を市役所として活用することができないか

(4) 産・学・官の連携について

① 地元大学及び短大の卒業予定者の就職状況について

② 市内及び北鹿管内の就職状況について

③ 行政側としての連携をどのように考えるべきなのか

(5) 学校給食について

① 納食未実施校の解消は喫緊の課題と言いながら、今回の予算には調査費すら計上されずその動きは全く見られない

② パン給食から米飯給食へ

③ 地産地消の立場からぜひ地元食材を活用すべき

#### 5. 明 石 宏 康 君

(1) 不法投棄問題と当市とのかかわり方

・ 当市から車でわずか2時間余りの美しい北東北の高原地帯で、係る未曾有の環境破壊が今なお進んでいる深刻な状況を、どのように認識しておられるのか

(2) この県境の土壤の洗浄浄化への協力が来た場合の安全性の確立について

(3) 企業で処理できるとの判断があれば賛成なのか、覆土とせず洗浄後再びコストを投じて現地に持ち帰るのが条件であれば賛成なのか

#### 6. 田 村 齊 君

(1) 平成18年度予算の考え方

・ 財務省は国債発行を今年度より4～5兆円少ない29～30兆円程度にするため、歳出構造の見直しを主張しているが、本市予算への影響はどうか

(2) 他市との財政比較分析表の公表について

・ 市民にわかりやすい他市と比較したものを定期的に公表すべきだと考えるがどうか

(3) 収納対策の強化について

・ 未納者に対する強制措置も必要だと思うが、一方、納税相談などソフトな対応もとるべきではないか。また、納付機会の拡大でコンビニ収納の検討をしてみてはどうか

---

**出席議員（57名）**

1番	小 畑 淳 君	2番	佐 藤 久 勝 君
3番	佐 藤 一 秀 君	4番	仲 沢 誠 也 君
5番	虻 川 久 崇 君	6番	石 田 雅 男 君
7番	藤 原 美 佐 保 君	8番	山 内 俊 和 君
9番	花 岡 有 一 君	10番	伊 藤 毅 君
11番	畠 沢 一 郎 君	12番	中 村 弘 美 君
13番	成 田 武 君	14番	桜 庭 成 久 君
15番	藤 田 勇 悅 君	16番	斎 藤 一 君
17番	武 田 一 俊 君	18番	花 田 タ マ 子 君
20番	阿 部 清 悅 君	21番	八 木 橋 雅 孝 君
22番	千 葉 倉 男 君	23番	田 中 耕 太 郎 君
24番	大 坂 谷 征 志 君	25番	吉 原 正 君
26番	明 石 宏 康 君	27番	田 村 秀 雄 君
28番	安 部 貞 榮 君	29番	岸 義 定 君
30番	山 脇 精 悅 君	32番	殿 村 直 也 君
33番	山 口 富 治 君	34番	渡 辺 久 憲 君
35番	武 田 晋 君	36番	畠 山 秀 義 君
37番	藤 原 明 君	38番	菅 大 輔 君
39番	佐 藤 健 一 君	40番	浅 利 二 雄 君
41番	田 村 齊 君	42番	小 林 平 滿 君
43番	佐 藤 照 雄 君	44番	三 浦 義 昭 君
46番	荒 川 邦 隆 君	48番	岩 澤 鉄 美 君
49番	立 石 由 紀 君	50番	笛 島 愛 子 君
51番	松 橋 日 郎 君	53番	武 田 慶 一 君
54番	相 馬 エ ミ 子 君	55番	高 橋 松 治 君
56番	後 藤 武 之 丞 君	57番	本 間 一 二 三 君
58番	菊 地 隆 二 郎 君	59番	武 田 彰 允 君
61番	田 村 儀 光 君	62番	佐 々 木 公 司 君
63番	齊 藤 則 幸 君		

---

**欠席議員（6名）**

19番	佐 藤 弘 康 君	31番	菅 原 金 雄 君
-----	-----------	-----	-----------

45番 松田精樹君  
52番 岩谷政美君

47番 羽澤一君  
60番 岩渕吉三郎君

---

### 説明のため出席した者

市助	長	小	烟	元	君	
役	佐	藤	忠	信	君	
収入	長	岐	利	堅	君	
企画部	長	田	中	良	男	君
財政課	長	木	村	勝	広	君
総務部	長	渡	辺	一	男	君
総務課	長	斎	藤		誠	君
総務課長補佐	佐	小	林	浩	君	
市民部	長	本	多	和	幸	君
産業部	長	黒	田	信	行	君
建設部	長	鳴	海	敏	雄	君
比内総合支所長	長	仲	谷	正	一	君
田代総合支所長	長	五十嵐		強	君	
教育長	長	仲	澤	銳	藏	君
教育次長	長	海	沼	俊	行	君
選挙管理委員会事務局長		渡	部	孝	夫	君
農業委員会事務局長		大	高	健	一	君
監査委員事務局長		岩	沢	慶	治	君
上下水道部長		中	山	吉	行	君
市立総合病院事務局長		芳	賀	利	夫	君
消防長		鳴	海	義	衛	君

---

### 事務局職員出席者

事務局長	長谷部	明	夫	君
次長	阿部		徹	君
係長	小玉	均	君	
主査	畠沢	昌	人	君
主任	小笠原	紀	仁	君
主任	成田	正	和	君

---

---

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤 毅君）出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

---

**日程第1 一般質問**

○議長（伊藤 毅君）日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、立石由紀君の一般質問を許します。

**〔49番 立石由紀君 登壇〕（拍手）**

○49番（立石由紀君）おはようございます。日本共産党議員団の立石由紀です。さきに通告いたしました順番に従いまして質問してまいります。市長の明確な御答弁をよろしくお願ひいたします。

最初に、乳幼児医療費は旧比内町のように完全無料化することについて聞いてまいります。昨年8月1日から、県の乳幼児福祉医療制度に一部保護者負担を導入するという改悪がなされました。長年にわたる、お母さんたちや医師会、女性団体などの運動もあって全国的にもすぐれた制度であったものが、多くの県民の反対があったにもかかわらず一部自己負担導入が決められてしまいました。残念なことに大館市でも県の制度そのままに、即一部保護者負担を導入してしまいました。合併は少子高齢化に対応するためなどとさんざん聞かせられてきましたが、この一部保護者負担導入は子供を産みやすくするものでしょうか。安心して子育てができる対策でしょうか。私にはむしろ少子化対策逆行し少子化を進めるための施策に思えてならないのですが、市長はこの点をどのようにお考えなのでしょうか。昨年県の制度が改悪された際、県内の15～16の自治体では一部自己負担分を自治体が負担し保護者負担をさせないという施策をとりました。お隣の北秋田市では、合併時に所得制限のあったところはなくし、すべての子供の医療費を無料化しました。昨年の県の制度改悪の際には一部保護者負担を導入しましたが、新年度予算では保護者負担をなくし、再びすべての子供の医療費を無料に戻そうとしています。真剣に少子化対策を考えるのであれば、このように子供を産みたい、育てやすいと思えるような環境づくりをするべきであって、現に子育てをしている人たちが、もうこれ以上子供を育てていけないと思うようなことはやめるべきではないでしょうか。乳幼児医療費の無料化だけがすべてとは言いませんが、これは子供の命にかかる問題です。子供の場合、いつどんなときに具合が悪くなるか予想もできません。大人と違い、きちんと症状を伝えることも難しく早めの受診が大切です。旧田代町では中学校卒業まで入院は無料ですが、外来は所得制限があつてみんなが無料とはなっていません。入院の無料化については、助かるとか安心感があるという声と同時に、入院するほど悪くなる前に安心して外来にかかりたい、そういう声も聞

こえてきます。大館市では2歳未満は所得制限がありませんが、その後は所得制限があります。子育て真っ最中のお父さんが、つい先日、「医療費の負担が大変だ」と嘆いていました。子供の具合が悪いときに医療費の心配なく医療を受けることができるというのは、本当に大きな安心です。合併協定では、2007年7月31日まで旧1市2町の制度のまま継続することになりますが、例えそれ以前であっても、少子化対策として子供を産みやすい、育てやすい環境にするために、旧比内町が実施してきたように就学前の子供の医療費はどの子もひとしく無料にすることも必要と考えます。一部保護者負担も自治体の持ち出しができないというものでもありません。現実に多くの自治体が実施しています。その上で、さらに旧田代町のように入院の医療費も心配いらなくなればとあっても助かると思いますが、まずは**就学前の子供の医療費はどの子もみんなが無料になるように**、財布の中身を気にせずに安心して受診できるようにすることを強く要望するものです。市長の前向きな答弁をお願いいたします。

次に、**すべての小学校での学童保育実施で、子供たちに安心・安全の放課後を**ということ聞いてまいります。とても残念なことですが、子供たちを取り巻く環境は悪くなる一方です。大都市でしか起こらなかつたような事件・事故が田舎でも頻繁に起こるようになり、子供たちを巻き込んでいます。事件とまでいかなくとも不審者が出ていたというような話を聞かされるたび、子供たちを心配している保護者の方がたくさんいます。学校でも防犯ブザーを持たせたり、知らない人について行かない、変な人がいたら逃げるとか大声で叫ぶとか、いろいろな指導をしていただいているようですが、共働き家庭の多い今日、何としても学童保育などの放課後児童対策をすべての小学校で実施していただきたいと思います。低学年の場合、午前授業で終わることも多くあります。保護者が家にいない家庭では、長い時間をひとりで過ごすことになりますが、今の世の中では、子供だけでは安心して家に置いていけない状況にあります。だからこそ指導員のいる場所で、友達と一緒に家の人が帰ってくるころまでを過ごせるような児童館や学童保育をすべての学校で実施してください。国の新年度予算を見ると、全国的に学童保育の拡充の要求が高まる中で、補助対象を上積みして予算を増額しています。ぜひ未実施の学校で学童保育を実施してください。また、実施されていても時間が短時間で困っているとの声もあります。そのような点は、利用者の声も聞きながら改善していくことを要求いたします。学童については新大館市総合計画の中でも、児童館の整備とか学童クラブの機能充実を図るとなっていますので、**未実施校をなくし、さらに充実させるように要求するものです。**

最後に、**就学援助認定基準は旧比内町基準とし、教育の機会均等が損なわれることがないよう**にすることについて聞いてまいります。就学援助制度は、憲法第26条の「義務教育は無償」ということに基づいて、保護者の経済的要件によって教育の機会均等が損なわれることがないように、小・中学生のいる家庭に入学準備金や学用品費・給食費などを援助する制度です。自民党・公明党による悪政のもと収入はふえなくとも税金だけはふやされ、国保税も介護保険料も値上げされようとしているこんなときこそ、就学援助制度が求められています。ところが大

館市では、就学援助の認定基準を最も低い大館市の基準に合わせるとしています。これでは、旧比内町や田代町の人の中には、制度が受けられなくなる人が出かねません。比内での説明会の際、援助を受けられなくなる方は理解してほしいとか、新大館市として統一するとか、公平な住民サービスのためにやむを得ないなどという説明がありましたが、本来、義務教育は無償なのであり、そのための就学援助です。**低い大館市の基準でなく、高い比内町の基準に合わせるべき**と考えますがいかがでしょうか。また、準要保護への援助に対する国庫補助がなくされました、**必要な額はきちんと交付税措置するよう国に対しきちんと要求してください。**最後に、**保護者に対する就学援助の周知徹底について**です。保護者だけでなく学校職員の方にも制度について徹底しているようですが、保護者の方が知らないとか、誤解している例もあります。就学援助は国民の権利に基づく制度であることを積極的に知らせていくことを要求いたしまして、この場所での質問を終わります。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの立石議員の御質問にお答えいたします。

1点目、乳幼児医療費は旧比内町のように完全無料化にすること。少子化対策に逆行する有料化はやめ、完全無料化にするというお尋ねであります。昨年8月に実施した乳幼児福祉医療制度の見直しは、県の子育てに係る経済的支援策の見直しに基づくものであり、すこやか子育て支援事業の見直しとあわせて行ったものであります。この乳幼児福祉医療費の見直しでは、ゼロ歳児と市町村民税非課税世帯を除き、保険で負担する分を除いた一部負担金の半額を補助し、残りの半額について1レセプト当たり月額1,000円を上限として自己負担を求めることといたしましたが、一方のすこやか子育て支援事業の見直しにおきましては、助成措置を幅広く拡充しており、より多くの子育て家庭で経済的な負担が軽減されることを御理解いただきたいと存じます。なお、乳幼児福祉医療費の完全無料化につきましては、自治体のみで負担することは財政的に困難であり、次代の社会を担う子供を安心して産み、育てることができる環境を整備するためにも、国において乳幼児医療費の無料化を実施するよう引き続き市長会を通じて要望してまいりたいと考えております。また、本市における少子化対策、子育て支援策につきましても引き続き検討を重ね、さらに充実させてまいりますのでよろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目の、全小学校での学童保育実施で、子供たちに安心・安全の放課後を、及び3点目の、就学援助認定基準は旧比内町基準とし、教育の機会均等が損なわれることのないようにすることにつきましては、教育長からお答え申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○教育長（仲澤銳蔵君） 立石議員の2点目、全小学校での学童保育実施で、子供たちに安心・安全の放課後を。未実施校の解消と充実についてお答えいたします。学童保育につきましては議員御承知のとおり、留守家庭児童対策や児童の健全育成等のため、児童館や児童センターな

どの児童施設が設置されております。現在、児童施設がない小学校区においては、民間団体の大館市子ども支援協議会が、文部科学省の委託事業、地域教育力再生プラン「地域子ども教室」を、学校の理解を得て余裕教室等を活用しながら放課後の子供居場所づくりをしているところであります。児童の利用は1日1校当たり約25名となっております。今後も健全な遊びを通して、健康増進、情操豊かな児童育成のため、各種事業を活用しながら放課後児童の安全・安心の充実を図るとともに、未実施校の解消に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

3点目の御質問にお答えいたします。**準要保護世帯の就学援助**については、その認定基準や支給制度が市町村によって異なっております。旧大館市・旧比内町・旧田代町も異なっておりました。合併にかかる協議の中で、就学援助について平成17年度はそれぞれの地域の従前の方針とし、平成18年度からは大館市が行っている制度に統一することで調整済みであり、これに基づいて準備を進めています。また、**就学援助にかかる国の支援**については、平成17年度から補助制度が見直され、特殊学級にかかる就学援助費のみが国庫補助対象となっております。国に対してはいろいろな機会を通じて要望してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。なお、**就学援助制度にかかる保護者への周知**でありますが、これまで学校を経由しすべての保護者に周知のための文書を配布しておりますが、学校と連携しながら周知の徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○49番（立石由紀君） 議長、49番。

○議長（伊藤 毅君） 49番。

○49番（立石由紀君） 乳幼児医療費のことなんですけれども、市長、結局今やっている以上のことはやってくださいないという答弁であったと思いますが、新大館市総合計画の中で「乳幼児等福祉医療制度の充実に努める」というふうに明確に書かれているのですけれども、この充実というのは、ではどういったことをやろうとしているのか、そういったことについてもう少し説明をいただきたいと思います。

それと学童保育ですけれども、文部科学省の指定か何かで「地域子ども教室」というのをやっている。確かに今やっていたいのですけれども、あれは3ヵ年事業か何かであったと思います。今後もやるとかやらないとかということで、実際そういうのをやってもらっている地域から、続けてもらえるのかどうかという不安の声が上がっているという事実もありますので、できれば臨時にやるのではなくて恒久的にやっていただけるようにしていただきたいと思います。その辺についてもう1回御答弁をお願いしたいと思います。

それと就学援助なんですけれども、市長は12月議会で、私の質問に対して最高裁判決まで持ち出して、「義務教育は無償というのは授業料を徴収しないという意味であって、授業料のほかに、教科書・学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償にしなければならないと定めた

ものではない」と言って、「教材等必要な範囲で保護者負担をしてもらっている」と答弁していますが、その保護者負担が難しい家庭のために就学援助制度があるのだと思います。準要保護家庭にとってまさに命綱と言えるような、その就学援助の認定基準をこれほど大幅に引き下げて、本当に学校に通わせることが困難な家庭が出てきたらどうするのか。理解してほしいと言われますけれども、理解だけでは済まない問題ではないかと思います。できればこれは教育長ではなくて、市長の考えをお尋ねしたいと思います。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 市長。

○市長（小畠 元君） 2点について、御質問にお答えしたいと思います。本市における少子化対策・子育て支援策についても引き続き検討を重ねて、さらに充実させていきたいということについての具体的な中身の御質問でありますのでお答えしたいと思いますけれども、私ども実際に、乳児福祉医療を含めまして、子育てができやすい、しやすい環境をつくるためにできるだけ頑張っていこうと思っているわけですけれども、この負担を、例えば先ほども御答弁で申し上げましたけれども、全額市民のみに負担するだけでなく、できれば国においても、例えばさまざまな制度改善をしてもらって自治体にいろんな意味で財政援助してもらい、さらに拡充できればということがまず第1点であります。それから次に、例えば病後児保育等大館市独自の制度も、少しずつですけれどもスタートさせてきてているわけですけれども、さまざまな子育てには段階があるわけであります。乳幼児もあれば就学期、そしてまた中・高、大学という具合にさまざまなレベルがあるわけですけれども、そういったレベルで一つ一つ皆さん方の御意見を聞きながら、市のできる範囲内で最大限努力していきたいというのが私の考えであります。

それからもう1点、いわゆる就学援助認定基準に関連しましての御質問でありますけれども、準保護家庭ということでお話をございましたけれども、私どもできる限り市民の皆様方のニーズにおこたえするためにも、どんどん、いろんな意味で、御相談に来ていただきまして、使える制度を、奨学金を含めましていろんな制度があるわけですけれども、その子供のライフステージに応じた御相談には、これからも私ども本当に前向きにあずかっていきたいと思っております。いろんな御心配事があると思います。私どもその御相談にはどんどんあずかっていきたいと思いますので、またお越しいただければありがたいと思います。以上であります。

○教育長（仲澤銳蔵君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 教育長。

○教育長（仲澤銳蔵君） 学童保育の充実についてお答えいたします。現在行っている文部科学省の指定している学校を利用している学童保育ですけれども、これは3年間の指定であります、来年度までということになっております。保護者の方々に大変好評でして、先ほど議員御指摘のように今後どうなるのかというので、私どもの方にもいろいろ保護者から心配の意見、

要望の意見が寄せられておりますが、今後、大館市の児童館・児童センター等ありますので、こういった児童館・児童センター等の充実をどう進めていくかということと、それから学校での学童保育、これも現在国から補助をいただいているわけですけれども、かなりの経費が必要になりますので、そういうものと勘案しながら、19年度以降何とか実施できるように検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

○49番（立石由紀君） 議長、49番。

○議長（伊藤毅君） 49番。

○49番（立石由紀君） 乳幼児医療費については、市だけでは大変だから国の負担も求めしていくということで、それはそれで国の制度としてやってもらえるように、市としてもどんどんやつていただきたいと思いますけれども、市の負担だけでは大変だと言うのですけれども、大仙市とか湯沢市とか由利本荘市などのようにやっているところがたくさんありますので、決して大館市ができないということではないと思います。やはりこれは市長の考え方一つだと思いますので、ぜひ前向きに検討してもらって、本当に子供を育てやすい、産みやすいような環境づくりのために市長が頑張っていっていただけるようにしていただきたいと思います。

それから就学援助なんですけれども、私のしゃべっていることを市長がちゃんと理解してくださいっていないような返答だったように思うのですけれども、認定基準が比内町は生保の2倍だったのですけれども、大館市の1.05倍ということで本当に大幅な引き下げになってしまって、就学援助を受けられないんじゃないかなと真面目に心配しているお母さん方たくさんいますので、これは、できれば比内町の基準に戻すように、今後検討していっていただきたいと思いますけれども、市長その点いかがでしょうか。

○市長（小畠元君） 議長。

○議長（伊藤毅君） 市長。

○市長（小畠元君） 教育長の答弁の中にもありましたけれども、合併協議会においての議論としてこのような形でスタートしたわけであります。それをもう1回再検討せよという御要望につきましてはただいま承りましたので、それはそれとしてお話をさせていただきますけれども、私どもきちんと合併のお約束を守りながら、今まで仕事をしてきているわけでありますので、その点は御理解いただきたいと思います。ただ、今、立石議員の方から何としてもその基準については見直ししてほしいという御要望は、御要望として承りたいと思います。

---

○議長（伊藤毅君） 次に、松橋日郎君の一般質問を許します。

〔51番 松橋日郎君 登壇〕（拍手）

○51番（松橋日郎君） 松橋日郎であります。ただいまから一般質問を行います。このたびは、土地区画整理1点に絞って伺いたいと思います。非常に難しい複雑な事業です。わからない部分がたくさんあります。52億円のお金をして、市は22億円、これを投じて行う大事業であり

ます。今、施行規程が議決として提案されております。それに先立って、本当に初步的な基本的な問題でありますけれども、市長の考え方をぜひお伺いしたいと思います。

そもそも土地区画整理事業というのはどういうものか、まず確認いたしたいと思います。区画整理事業とは都市計画の一種であるというふうにされており、土地区画整理事業という法律に基づいて実施されます。この法の第1条には、法律の目的を「健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資する」とあり、そして土地区画整理事業とは「都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、この法律の定めるところに従って行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業」。非常に難しい内容になっております。まず、最初に確かめたいことありますけれども、事業そのものについて言えば、結局は土地という見地から考えたまちづくりのやり方であり、区画整理の区画とは土地区画のことであって、その最大の手法が、後でも触れますけれども換地処分であり、区画整理とはあくまでも土地についての事業であるということではないでしょうか。ゆえに、その土地の上に乗っている建物や、そこで営まれている住民のさまざまな生活などは、すべて土地に付随したものとして位置づけられることになるのではないか。つまり、厳密に事業そのものの実態は、**土地の区画形質の変更及び公共施設の新設、または変更ということになるので**はありませんか。この点について、まず確認をいたしたいと思います。

2つ目ですけれども、公共施設の整備及び新設といった場合の公共施設とは何か、という点にかかわって伺いたいと思います。例えば、御成町南地区土地区画整理事業を見ても、公共施設とは、まず何よりも道路だということが一目瞭然です。そのほかに、この事業でいう公共施設とは何か、具体的に示していただきたい。そして御成町の区画整理の場合、**道路のほかにどのような公共施設を整備または新設することを想定しているのか、現時点でわかっている具体的な施設を示していただきたい。**

3つ目、土地区画整理という事業の上に立って、どのようなまちづくりを進めるのかよく見えないという住民の声があります。事業施行者としての**市の大きな構想、イメージを示していただきたい**と思います。

大きな第2番、**区画整理事業における換地処分、無償で土地を提供する減歩は住民の生活にどのような影響を及ぼし、住民の意思は生かされるのか**という点について伺います。さて、公共用地を取得する方法は2種類あると言われております。一つは土地買収であり、いま一つが区画整理事業に適用される換地処分であり、これによって公共用地を無償で取得できる、これこそが、他のまちづくりの事業と区別する最大の特徴であると言われております。さて換地処分とは、今回の事業の場合、行政処分として行われます。これは土地の権利にかかる問題ですが、もう少しわかりやすく言えば、行政の権限によって、ある日、ある時点で、ある地域、区画整理の場合は、その事業の施行区域の中に存在するすべての土地の権利書を、一斉に書きかえることを意味することになるというふうに思います。そして換地処分では、換地の面積を

今までの宅地の面積をどれも少しづつ小さくなるようにして行う、買収することなしに土地を公共に提供する減歩が行われます。さて換地処分は、実際は一切の工事が完成した後に行われ、最後の登記上の処分として行われます。しかし、その前に工事は行われなければなりません。そこで、あらかじめ施行区域内のあらゆる土地について、仮の換地を、いわゆる仮換地処分として個々の権利者に通知をしてから工事に取りかかることになります。事業施行地区内の住民には、劣悪な道路状況の部分、公共下水道の整備のおくれなども含めて、事業によってより快適な生活が保障される、居住環境が改善される、そう期待している人もおります。一方、ひとり暮らしのお年寄りの方、老夫婦だけの世帯、そして今のままの住環境を守りたい、暮らしをこのまま守っていきたい、そっとしておいていただきたいという方たち、お金がなくて新築をしなければならないとしても、とてもできないという声もあります。このような人たちにとつては、土地が狭くなつてほとんどが換地位置として現位置を希望しているということから、住居も含め暮らしのすべてが大きく変えられ、予期しない大きな影響を受ける事態もあるということも当然予想されてまいります。この区域の住民が今何を望んでいるのか、まちづくり協議会と市が協議して行った16年11月の権利者意向調査というのがあります。これを見ますと、「安心して暮らせるまち」61.8%、「快適で住みよいまち」37.5%、「にぎわいのあるまち」33.6%、「親子三代住めるまち」18.4%、こういうふうになっております。つまり、安心して暮らせる住みよいまちを多くの住民が望んでいる、願っている。この事業は、この人たちの、住民の思いを生かすものでなければならないと思うわけです。そこで伺います。

1つ目、**換地の計画は、誰が、いつ、どのようにしてつくるものなのか、個々の住民への仮換地の通知はいつの時期になされるのか**、その場合に計画全体の内容、つまり仮換地を通知する前の案——**仮換地計画案、これは公表しないのか、すべきである**。もし公表しなければ、個々の利益・不利益はわからないまま換地処分が行われることになって、著しい不平等が生じる懸念があります。いかがでしょうか。

2つ目、**換地計画をつくる場合、個々の住民の意思はどの段階で、どう聞いて、住民が意見を言った場合それは換地計画に反映され、生かされる保障はあるのか伺いたい**と思います。住民に不安を与えることなく、そこに生きていく人々の暮らしがよりよいものになるのでなければ、この事業を進める意味が失われるからであります。いかがでしょうか。

3つ目、**換地処分にかかわって、100平方メートル以下、約30坪以下のいわゆる過小宅地の問題**があります。この程度の狭い宅地から減歩されれば、建物について、例えば建ぺい率・容積率などで建築法違反に問われかねない事態が生じる懸念もないとは言えません。今度の事業についてこのような宅地はありますか。もしあるとしたら、ノ一減歩、ノ一精算、つまり**減歩をしない、精算金も取らない**というやり方はお考えでしょうか。

4つ目、住民の納得のもとに区画整理事業を進める場合、最大限の情報公開が不可欠になると思います。前にも述べました仮換地計画案の全体の内容の公表も含めて、土地評価基準、移

転などの補償基準、権利者名簿、そして今出されている条例にもある土地区画整理審議会の会議の公開、議事録の公開も含め、**十分な情報公開を行い、将来に禍根を残さないようにすべき**だと思いますが、いかがでしょうか。

大きな3番目、**まちづくりのための区画整理事業にかかる若干の疑問点について伺います。**中心街の空洞化が急速に進んで、中心街活性化事業の推進は大町地区のみならず、御成町南地区においてものつべきならない重要な課題であり、この地区では、商店街振興組合そして地区まちづくり事業検討委員会が、早くからこの問題に積極的に取り組んできたことは周知のことあります。両者が出している報告書には「区画整理事業とリンクした事業推進が必要不可欠」と書かれており、この地域のまちづくり、つまり市街地再生とりわけ商店街活性化は区画整理事業なしには不可能との考え方方に立って、最近は区画整理事業の早期推進を強く求めており、新大館市総合計画案にも「商業環境整備のために区画整理事業を推進します」とはっきりとうたっております。両者のまちづくりにかける思いと熱意は十分に理解できるものです。しかし若干の不安があります。

1つ、振興組合とまちづくり検討委員会の声は繰り返し強く聞こえてくるし、お話は何度か直接伺いましたけれども、その他の住民の姿が見えないということが気になります。「振興組合とまち協主導で他の関係者がよくわからないままに、物事がどんどん進められているのではないか」、「誰のための事業なのか」、「一般の住民のことは考えて進めておられるのか」という声も聞こえてくるからであります。これはヒアリングの結果に出ているように、まちづくり協議会に対する認知度が極めて低いということにもあらわれております。市が平成12年に策定した中心市街地活性化基本計画の中では、「住民の理解と協力を得ながら御成町地区画整理事業を促進する」とあり、新大館市総合計画案にも「住民の納得を得て事業を進める」と明確にうたっております。**事業を進めるに当たって、特に、長い間ここを住む場所として生きてきた住民の納得を得るために、どのような手立てをとってきたのか。**その結果、**納得は得られていると判断されているのか**。もしそうだとすればその根拠は何か。また、今後さらに納得を得るために、どのような取り組みをしていくのか伺いたいと思います。

2つに、この地区のまちづくり検討委員会のまちづくりの構想を見てみると、2つの大型店をまちづくりの中核となる核店舗と明確に位置づけております。しかしながら、最近明らかになり市民にも衝撃が走ったように、中核となる**ジャスコの撤退**が現実のものになるとするならば、いや、既に現実のものになるということが明確になったはずであります。また、市が行ってきたヒアリングで4分の1の**事業者が廃業すると**、そういう意向であるというショッキングな事態が起こるとすれば、区画整理事業の事業計画とまちづくりの構想に影響を与えることになって、**事業内容の変更が求められることにはならないでしょうか。**もし、影響がないと判断されるとすれば、その理由もわかりやすく説明いただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの松橋議員の御質問にお答えいたします。

1点目、そもそも土地区画整理事業とはいかなる性格のものか。①として、区画整理事業の性格についてでありますけれども、この土地区画整理事業とは、道路・公園・下水道等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用増進を図ることにより、健全な市街地の形成と良好な宅地を供給することを目的とした事業であります。一般的な道路整備は、ややもすると不整形な残地が虫食い状に残り、町並みが壊れたり、買収対象者よりも周辺土地所有者が開発利益を受けるなどの不公平感が発生します。そのような欠点を解消し、整備地区の条件や目的に応じ柔軟に対応できるのが土地区画整理事業であり、計画的に市街地を形成するという観点から「都市計画の母」と言われているすぐれた整備手法であります。また、施行区域内の建物が建てかえられることにより、老朽化の進んだ木造密集住宅地の不燃化が促進され、火災時の延焼を抑制する効果も期待できます。

②道路のほかにどのような公共施設の新設を想定しているかについてであります、公共施設の整備といたしましては、幹線道路である県道大館十和田湖線や、東西を連絡する生活道路のほか、公共下水道や排水路などの排水対策施設も整備してまいりたいと考えております。いずれの整備にも莫大な費用が必要であることから、幹線道路につきましては、事業主体である県にも費用の負担をしていただきたいと思っております。また、地元から要望されているコミュニティーセンターの建設につきましても、事業化を検討してまいりたいと考えております。

③この事業の上にどのようなまちづくりを描いているかについてであります、御成町南地区の都市基盤の軸である都市計画道路中央線を拡幅整備するとともに、県北を代表する中心市街地としての町並みを整備し、その全域から買い物客などが訪れ、また、地域住民が快適で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

大きい2点目、区画整理事業における換地処分、無償で土地を提供する減歩は住民の生活にどんな影響をもたらし、住民の意思は生かされるのか。①換地計画のつくり方、仮換地の通知の時期と全体計画の公表について、②換地計画の作成に当たって、個々の住民の意思はいつの段階で聞き、計画には反映されるのか、この2点につきましては関連がありますので、一括して御答弁申し上げます。換地計画の作成は平成19年度から着手し、現在進めている個人の換地希望に関する情報収集を数回繰り返し、地域の方々の希望を十分に把握した上で、事業者である市が換地の設計を行うことになります。最終的には、御本人の意思を書面で確認し、その希望に添えるよう換地設計を行うこととなります、それまでに幾度となく行われるこの個人面談で、減歩があっても土地評価が上がることにより個人の資産がふえることなどを御理解いただきながら、希望を十分に汲み上げてまいりたいと考えております。また、換地計画の作成過程では、土地区画整理審議会の御意見もお聞きしながら、平成20年度には仮換地計画案を縦覧公告してまいりたいと考えております。仮換地計画の策定に当たりましては、ひとり暮らしの

お年寄りや高齢者世帯などさまざまな方たちの立場も尊重し、各種救済措置をお示ししながら生活再建が可能な計画を策定してまいりたいと考えております。

③過小宅地にかかる減歩と清算をどうするのかについてであります。事業区域内には数名の過小宅地該当者がおられます。この過小宅地の取り扱いにつきましては、原状面積を基準面積までふやし、その増加分を清算金として徴収する「増やし換地」や、評価額の低い場所へ換地し基準面積を満たす「飛び換地」、過小宅地所有者同士が土地を共有する「共有宅地」、換地を希望しないで売却する「申し出換地」など、さまざまなメニューを示しながら御本人の希望を最大限尊重することにより、区画整理後も従前の生活が維持できるよう万全の対策を講じてまいりたいと考えております。

④事業にかかる情報公開を徹底して行うべきということではありますが、本事業に関する情報の公開につきましては、行政として説明責任を果たす上で必要不可欠であると考えており、対象者が生活設計をする上で必要な情報を示していくことはもちろんのこと、区域外の方々にも事業内容をお知らせし、御理解をいただくことが大切であると思っております。なお、個人に関する情報も含まれておりますことから、個人情報保護条例と情報公開条例の趣旨にのっとり、積極的に公開してまいりたいと考えておりますので御理解をお願い申し上げます。

大きい3点目、まちづくりのための区画整理にかかる疑問点について。①事業に対する住民の納得は得られているのかということではありますが、一昨年に実施した個人面談によるアンケートでは、90%以上の方から賛意を得ており、現在2度目の意向調査を実施しているところですが、おおむね住民の方々の御理解は得られているものと考えております。この4月には現地事務所を構えることで、よりきめ細かな住民対応が可能となりますので、今後も住民の方々の御理解と御協力を得ながら、皆様の不安解消に努めてまいりたいと考えております。

②ジャスコの撤退と事業者の廃業が進む場合、区画整理事業の変更が求められることにはならないのかというお尋ねであります。区画整理の施行区域にジャスコは含まれていないため、ハード事業面では影響は受けないものであります。しかしながら、地元商店街・地元まちづくり協議会が計画している商店街形成や町並みづくりなど、ソフト事業には少なからず影響が予測されますことから、現在のジャスコが閉店した場合には、その跡地利用につきましても、まちづくり協議会等関係団体はもとより、商工会議所など関係機関の御意見を十分伺ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○51番（松橋日郎君） 議長、51番。

○議長（伊藤毅君） 51番。

○51番（松橋日郎君） 市長の答弁を伺っておりますと非常に夢を抱かせる、区画整理は「都市計画の母」という言葉も使われまして、非常に夢を抱かせる事業だというふうに受けとめます。ただ、私がなぜ、あえて、どういう正確のものか、そして住民の意思は生かされるのかと

ということを伺ったかと申しますと、いわゆる、一たん仮換地計画の通知が渡されると、もし進め方を間違ってやればですね、慎重に慎重にやらなければ、不安を抱く住民の意思がどのようなものであれ、その事業の中にいや応なしに組み込まれて飲み込まれてしまう。土地区画整理事業というのは、そういう性格も持った、間違えば怖い事業であるということがあるからです。とても心配なことがあります。例えば、まち協からいただいた資料がございますが、一人世帯・二人世帯の60歳以上の方が、120何世帯ですか、このうち幾らあるか出ておりますけれども、一人世帯、80歳以上7世帯、70歳以上12世帯、60歳以上6世帯、二人世帯、80歳以上5世帯、70歳以上14世帯、60歳以上5世帯、つまり、合計すると49世帯になりますけれども、4割近い方がこういうお年寄りの、あるいはひとり暮らしの世帯なのです。これらの方々が、誰かが逃れるというわけにはいきませんから、公共のためにということで決して犠牲になつてはならないというそういう思いがあったから、あえてこの性格を聞いたのです。その辺の確認と言えばいいのか、市長の考え方をもう一度お知らせいただきたいと思います。

それから、大変気になったことがあります。住民の納得は得られたのかという判断について、質問前よりも疑問が強くなりました。なぜか。おおむねの理解を得ていると、最近のヒアリングでもですね。けれども、最近のヒアリングで聞いているのは、例えば理解度、土地所有者94%、借地権者86%、まち協の人たちも多分これを出して大方の理解を得られていると。しかしこれは理解度であって、理解したからイコール賛成ではないんですね。理解したけれども納得いかないということも入っているんですよ。もう一つ、この90%の賛同を得たと市長が言されました。私もこの資料をいただきました。賛同率90.8%、この中身をちょっと見てみます。賛同率90、この中身なんですが実はですね、「事業に協力できるか」、「あなたはこの事業に協力できますか」、「できる」62.5%ですね。それから、「場合によっては協力できる」28.3%、「あまり協力できない」5.9%。市長、私は学校おりましたから、子供たちに、場合によっては協力するというはどういう意味かと、こういう質問をします。すると子供たちは国語辞典を開きます。場合によってはという「場合」を見ますと、そのときの状態・事情によってだよ先生、と答えてきます。つまり、そのときの事情によって協力できるかできないか、わからないことなんです、この28.3%というのは。イコール賛同でないんですよ。賛同というのは賛成し同意するということ。そのときの事情が、いろいろ問題があって、不安があって、困難点があれば、これは協力できないという意味を含んだ28%なんですよ。これも入れて90%賛成しているからということで、どこでも言われてね、不安を持っている人たちを飲み込んでしまってはならないという、これは何と言ったらいいのか、恣意的と言ったらいいか、意図的と言ったらいいか、これは、今市長の答弁を聞いて私は強い疑問を持ちました。もう一つ変だなと思うことは、この中に「あまり協力できない」という設問がありますね。これ、どういう意味でしょう。「あまり協力できない」、ゼロか100かなんですよ。自分がそこに残りたいから、1つだけ構わないでくれというわけにはいかないんですよ。それを「あまり協力できない」という質問、

それで「協力できない」という設問がありませんね。私は、最近も住民の方からいろいろ声が出てきますけれども、納得が果たして得られて、このまま強引に進めていいのかという不安を抱いているのです。そういう点では、今の市長の答弁は恣意的であり、意図的であるというふうに私はとらえざるを得ない。何でこれ90%賛同ですか。間違います、これ。その点を明確にお答えいただきたい。

それから情報公開の点については、市長が非常に前向きの答弁をされました。これが徹底されるかどうかが、住民の思いが生かされるかどうかの決め手の1つになりますので、これはぜひとも仮換地計画案の縦覧も含めて、よろしくお願ひをしたいと思います。以上で、再質問を終わります。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 市長。

○市長（小畠 元君） 再質問にお答えしたいと思います。まず基本的に、私は住宅の性格というものは個々人の生活を支える極めて重要なものです。人によっては、「住宅とは幸せの入れ物である」という言い方をされる方もいらっしゃるくらい大切なものだと私は考えております。その住宅を支えているのが宅地でございまして、その宅地のさまざまな問題点を解決するのが区画整理であります。その意味で、確かに不安を抱かれている住民の方も多いわけでありますけれども、この大館市においても、実は区画整理事業は前にも行われているわけであります。それは皆さん御案内のとおり、御成町大火の後、一丁目・二丁目については大火の後の区画整理事業ということで行われているわけであります。確かに精算には時間がかかりましたけれども、前例がないわけではない。それから、全国で千数百の自治体において区画整理事業が実施され、事業数にしても大変な数であります。その意味では、戦後の復興にも大変に役立ったのがこの土地区画整理事業であり、この区画整理事業のいろんなケース、いろんな問題点、判例等さまざまな蓄積があるわけでありますので、そういったものを一つ一つ、不安を抱く住民の皆さん方に御説明していくことが必要であると私も考えます。

次に、住民の理解という解釈は、これは2点目、3点目、ある意味で共通すると思いますので、ひとつまとめてお答えをさせていただきたいと思うのですけれども、仮換地計画をお示した段階で、もちろんのこと、さまざまな賛否、こうしてもらいたい、ああしてもらいたい、さまざまな意見が出てくると思います。それを調整する過程を今御答弁で申し上げたわけでありまして、もちろんこの仮換地計画を示すまでの過程も重要でありますけれども、示した後の、また意見の吸収なりも、制度的に保障されているわけでありますので、さまざまなケースに対応できるように、時間をかけて説得していくという大変に難しい事業でもありますけれども、まちづくりにとって重要な事業でもあると思います。したがって、場合によってはとか、事情によっては協力できる、できないということは、これは当然のことだと思います。示された換地計画や仮換地計画なり、示された補償の案なりが、もし御自分の希望に従わないものである

ならば、また再度調整が必要になってくるわけでありますので、それらを辛抱強く時間をかけて進めていく、これが土地区画整理事業なのであります。まさにまちづくりの過程そのものではないかと思います。それから90%賛同するということの解釈、これは恣意的ではないかということでありますけれども、例えば区画整理事業という問題を、手法を取り上げる際に、この地域において皆様方にほかの手法でやった場合とどうでしようかと。例えば街路事業だとどうなるのでしょうかと。そうなった場合に、まち協を含めて地域の皆さん方が街路事業で行った場合には、後背地がないから商店街が消えてしまう。区画整理事業という手法を使ってやっていかなければ、この地域の整備はできないのじゃないか。一方においては、現在の道路というのは歩道もなく雪が両側に押し迫ってくると、車の間を縫って歩いて行かなければいけないという、極めて危険な状態にあることは皆さんもよく御存じだと思います。その意味で、こういったさまざまな地域の皆様方の問題を解決するために、この区画整理事業があると私は理解しておりますし、辛抱強く、どうか住民の皆さんも私ども行政と一緒にになって、この事業の推進に御協力いただけけるよう最大限説得に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○51番（松橋日郎君） 議長、51番。

○議長（伊藤 毅君） 51番。

○51番（松橋日郎君） 数字を断定的に出して、それをこうだこうだと、90%賛同とかといふね、そういうやり方はすべきではないということを、今ここでもう一度申し上げたいと思います。それから今、まち協の商店街の活性化のことを再質問の答弁でも出てきましたので、ちょっとそれを伺いたいのですが、住民とまち協の一体感の希薄さというのをちょっと感じるんですよ。このヒアリングによる意向調査、この分析によっても、おおむねの関係者がまち協の内容もしくは活動内容を知っていない、とこう出ていますね。土地所有者については「知らない」53%、「関心がない」14%、借地権者については「知らない」86%、「知っている」ゼロ%。これは町内会の代表の方も入っているはずなので、非常にここが疑問と言えばいいか、このままだと住民の思いや願いとまち協の考え方方が、すれ違ったまま事が進んでいくんじゃないかという危惧をちょっと感じるんですよ。お互に十分意思疎通ができるていないんじゃないか。これをしなければ本当の意味でのみんなのためのまちづくりはできないんじゃないかというふうに思うのです。それから2、3日前の新聞でわかったことなんですけれども、中央道路20メートルから21メートルに広げるという案がまち協から提案されたということが出てましたね。この理由として、商店街活性化、住環境整備というのをまず出ていました。ただ、確かに広げることは商店街活性化のためにはかなりプラスになるんだろうと思いますが、住環境整備をとて見るとどうなるのか、その分減歩がふえるということになりますね。それを個々の居住者に、宅地が減らされるということも意味しますね。この点でも私はやっぱりずれがあるんじゃないかなと。それで、住民からも中央道路を広げることが目的の区画整理事業なのかという問い合わせ

けがあります。そして先日の新聞にも大型店の出入りをよくするためのような気がするという声があったというのも出ていますね。商店街の活性化、そしてともにそこに住む住民の幸せ、その将来、それを一緒に考えた事業でなければならない。そのためにはまち協は、もっと住民とひざを交えて語り合って納得を得なければ、私はならないと思うんですよ。そういう点で、市長も市当局もアドバイスをしていただきたい。いかがでしょうか。これで終わります。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 市長。

○市長（小畠 元君） 住民とまち協の一体感についての御意見でありますけれども、最初にですね、私最初の答弁で申し上げましたとおり、地区内のそれこそ事業地域内の一戸一戸の方たち、お一人お一人と私ども行政がこれから相談をしていくわけであります。ですから、もちろんまち協と住民との間の意思疎通も大変重要でありますけれども、かくて加えて事業者である市が直接住民の方に出向いて、御意向なり、いろいろ御判断を伺いながら相談していくというのが地区画整理事業であり、どうか、一部の団体と話し合って何かすべて決めていくという性格のものではないということは御理解いただきたいと思います。それから道路幅を広げるということですけれども、いわゆる公共施設をつくる場合に減歩率の問題というのが出てくるわけでありますけれども、仮に21メートルになっても減歩率については、住民の負担がふえないように私どもこれからも努力していきたいと思っております。そうでなければ、現在お約束した減歩率で地域の皆さん方に御納得いただいているわけですので、それが急激にふえるようなことがあっては、今議員がおっしゃったような話になってくると思うのです。そういう意味で、先ほどの御答弁で申し上げましたけれども、例えば公共施設を設置する者、県なら県の負担というのもあります。そしてまた、市の都市計画街路を設置する場合には、今度は市の都市計画街路としての負担もあるわけであります。そういう設置者の負担を適正に求めることによって、これらの問題は解決できると思っておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

---

○議長（伊藤 毅君） 次に、佐々木公司君の一般質問を許します。

〔62番 佐々木公司君 登壇〕（拍手）

○62番（佐々木公司君） 佐々木公司でございます。それでは通告に従いまして順次一般質問をさせていただきます。私は市民の目線という立場で、市長にさまざまな項目について御質問をいたします。

まず最初に、**都市計画への市民アンケートの結果について**でございますが、これは17年・18年の2ヵ年で策定する都市計画のマスタープラン作成のための資料であります。そしてその中に、**20年後に期待するまちのイメージと、そしてさまざまなアンケートの中で、不満回答について**市長はどのように考えておられるか御質問いたします。詳細多岐にわたりますので、はしょ

りますけれども、20年後に期待するまちのイメージ、自分の住んでいる地区に対するイメージ、今後重点的に推進すべき事業、暮らしの満足度の高かったもの、そして5番目に不満回答の多かったもの、そして重視する暮らしやすさというふうなことで、さまざまな数字が出ております。特に不満回答の多かったものの中には、1番目に「まちのにぎわい」48%、2番目に「除雪対策」43%、3番目に「道路の広さや舗装」41%、そして4番目に「下水や雨水の排水」という項目が28%となっております。この20年後に期待するまちのイメージでありますけれども、「生活環境が整ったまち」が44%、2番目が「健康と福祉の充実」が39%、3番目に「新たな産業が生まれるまち」が29%、そして4番目に「自然が豊かで調和のとれたまち」が27%とあります。特に今私が質問したいのは、この不満回答について市長はどのように認識をしておられるのか、お伺いをしたいと思います。そしてこの中については、2番目の除雪対策が43%になっておりますが、多分こういう冬期のアンケートをとれば、断トツの1位になるのではないかというふうに私は予測しますけれども、これはそれ以前の調査だと思います。

そして2番目ですが、**大館市の世論調査結果について**であります。第10回大館市世論調査「あなたが採点する行政の通信簿」。これは17年の11月に行われて、これは5年ぶりの実施だということでございます。一応ダイジェスト版を受け取っておりますけれども、その中のいわゆる行政通信簿としては「3.11」、まず合格点をとったということで、市長は一定評価をされたのではないかというふうに述べられておりますけれども、市の施策や事業、公共施設についての満足度と重要度を市民が採点する行政通信簿なわけでありますけれども、その中を具体的に見ていくと、重要施策・まちづくり・経済基盤、それぞれの重要度と満足度の数字のとらえ方、そして4番目に公共の施設のランキングが載っているわけでありますけれども、それこれこれ今は今後いろいろ検討していく過程にあるわけですけれども、**今時点での市長の御見解をお伺いいたします。**

そして3番目に、**新大館市総合計画策定について**であります。これは、新大館市総合計画策定本部会議が第2次原案を了承したということで、新聞紙上で拝見をしております。18年から27年までの10年間、まちづくりの方針や施策の方向性を体系的に示すもので、当市の最上位計画として位置づけられます。そしてこのことについては、本定例会で審議することになっておりますので、これは担当委員会での審議等になるかと思いますけれども、大館市・比内町・田代町合併協で作成された新市建設設計画を基本とし、21世紀の新たな都市像を目指した新大館市総合計画を作成するわけですから、その中身については十分に方向性を示していただきたい。そして基本構想は、本市の将来あるべき姿を展望し、将来像と都市像並びに具体的な施策の大綱を明示した今後の行政方針であります。会社で言うならば経営方針・運営計画に当たるわけです。この**基本構想で他市に誇れる施策は何か**。よく、「大館市ってどんな町」と聞かれたときに、これだというふうに答えられるものは何かということを、お伺いをいたします。

次、4点目、**今年の冬の豪雪対策**であります。昨日の気象庁の発表では、今年の大雪を「平

成18年豪雪」というふうに命名をいたしました。確かに近年まれなる大雪で被害も甚大だったということで、1963年の、昭和38年1月の豪雪、いわゆる「38豪雪」に次ぐ43年ぶりの豪雪であったわけであります。このことについては、市長は行政報告の中で報告しておりますので細部にわたっては質問いたしませんが、今年のこの豪雪による総括をどのように生かし、そしてこれを18年度予算の中に盛り込んでいるのかどうかをお伺いいたします。そして、その豪雪対策において何が一番問題であったかというふうに認識しておられるか、お伺いをいたします。

次に5番目ですが、カラス対策についてであります。今から1年前の3月議会でこのことを取り上げました。そして、その後6ヶ月後の9月議会でも取り上げました。そして今1年ぶりです。やっとカラスの住民登録数がわかったということでございますので、しかばそのことを踏まえて、今後どういう対策をとっていくのかお伺いをしたいと思います。大事なのは単にカラスの問題ではないのでありますけれども、これからカラスが卵を産み、そしてひなを育て、そして巣立つ、そして群れをつくる。こういった一連の流れ中でタイミングが大事なんです。いつこの対策を打つかということによって、カラスを減らせるかどうかということにかかるてくるわけです。いずれにしても、大館市を初めとして都市化現象という人間中心の環境の中にカラスが適応てきて、どんどんふえていっているのではないかと私は思います。2月の20日過ぎでございますけれども、石川県のある市で1,000羽のカラスが大発生したという全国ニュースがありました。1,000羽です。大館市は3,500羽です。たぶん私はこれより多いと思います。大館市のみならず、小坂、よそからもカラスが来ていると私は予想しておりますけれども、具体的な今後の対策について市長の見解をお伺いをいたします。

次に6番目ですが、小・中学校における実践型職業教育についてであります。これは、経済産業省「地域・自律民間活用型キャリア教育プロジェクト」の受託の事業として、「おおだて子ども未来づくりプロジェクト」の報告会が2月18日に市内で開かれました。もちろん教育長も出席をされておりましたし、関係者60数名の参加がありました。私の見るところによれば、確かに関係する釧路内小学校の関係者多かったわけですけれども、それ以外の学校関係者が少なかったのではないかと、私は思われてしまうかもしれません。したがいまして、学校教育におけるキャリア教育の必要性、そして学校・家庭・地域との連携の必要性についてどのように認識されているか、お伺いをいたします。

7番目ですが、小・中学校のコンピューター整備活用事業についてであります。18年度の予算の中には教育振興費として、このパソコンの委託料が755万円、そしてコンピューターのレンタル料が6,528万円ほど予算化されております。そういったことを踏まえて、小・中学校におけるパソコンの教育というものは、どういうところをねらっているのかお伺いをいたします。そして、このパソコンは学校教育のみならず家庭においても多分使われていると思います。それぞれの家庭においての実態はどうなのか、あるいはまたインターネットの活用の実態はどう

なのか、生徒さん、あるいはその父兄のお父さんお母さんたちがパソコンをどう使っているか  
というようなことを含めた活用の実態についてお伺いをいたします。

③ネット社会の功罪についてでありますけれども、今ＩＴ社会と言われている中で、児童生  
徒に対してさまざまなこのネット社会における、あえて言うならば犯罪に絡んだこともあるわ  
けです。このことについて、実践教育としてどのようなところを教えておるのか、お伺いをい  
たします。

次に8番目でありますが、**映画「好きだ、」放映について**であります。既にあちこちにポス  
ターやらチラシが配られておりまして、**大館市を舞台にした映画の放映を間近に控え、絶好の大  
館PRの好機**と考えますが、市としての取り組み、そして学校現場での取り組みはどうなっ  
ているのかをお伺いいたします。新聞紙上では3月の18日・19日に大館市で公開されるとい  
ふうに聞いておりまし、既に東京では2月の24日から公開されたと聞いております。あえて  
なぜこのことを取り上げたのかと言いますと、もちろんこの映画は大館市をロケの舞台として  
おるということ、そしてこの映画をつくった石川寛監督は大館市で生活をし、多分短い時間だつ  
たと思いますが、城西小学校・第一中学校で学んだと聞いております。パンフレットの中には、  
大館でロケーションが行われた映画ですというようなことを言われております。私はまだこの  
映画を見ておりませんので、内容の評価云々ということを言う時期でもないし、そういう立場  
でもありません。ただ、せっかくさまざまな大館市の場所がロケで取り上げられ、そしてこの  
映画が昨年のニューモントリオール映画祭最優秀監督賞を受賞したこと、そして石川監  
督も大館にゆかりがあるというようなことを含めていけば、ぜひ多くの人にこの映画を見てい  
ただいた方がいいのではないかというふうに考えるわけです。ちなみに、2月24日の日経新聞  
の夕刊文化欄のシネマ万華鏡という記事に、たまたまこのことが取り上げされました。日経新  
聞の夕刊は大館ではありません。その中で、今いろいろ映画界で話題になっている作品がある  
わけですから、それぞれそれを一つ星、二つ星というふうな評価ですとすれば、「県庁  
の星」という映画が二つ星、「ダイヤモンド・イン・パラダイス」という映画が二つ星、「アブ  
ノーマル・ビューティ」という映画が三つ星、それから「シムソンズ」という映画が三つ星、  
そして「力道山」という映画が四つ星、そしてこの「好きだ、」という映画が四つ星です。こ  
の四つ星というのは、いろいろ評価があるわけですから、話題作としてぜひ見逃せないと  
いう評価がこの四つ星だそうです。そして五つ星をとるということは、今年有数の傑作とい  
ふうなところに位置されるということで、これは映画評論家が言っているわけですけれども、  
かなりいい映画だということがこの記事でもわかるかと思います。

次に、最後になりますが、**大館地区高校統合問題について**お伺いをいたします。この件につ  
いては、私以降また何人かの議員が取り上げます。そして、この議会でも統合問題の結果報告  
が報告されるようにも聞いておりますけれども、昨年の9月の一般質問でも取り上げました。  
そして12月議会でも他の議員も取り上げております。今までの答弁の中では、当局としてはこ

の統合問題協議会に方向づけるようにいろいろ力添えをし、データ・資料等を出すというふうな形になっておりますけれども、今度はその結果が出たわけで、大館市に、市と県にボールが投げ返されました。詳しい報告書は見ておりませんけれども、新聞紙上ではそれぞれの高校の、その9回の協議会の結果についてどうあるべきかという、一応、協議結果が発表されております。したがいまして、①で大館としてこの**協議会の結果を踏まえて、どういう方向づけをするのか**。そして2番目、**学科・学級数について**、どうこれを終結させるか。一番大きな問題としては、**設置場所はどこが適地なのか**、候補地なのかということを、いろいろなたたき台を出して示していく時期に来ているのではないかと思います。大変いろいろ難しい問題はありますけれども、いろいろメニューを出してけんけんがくがくの議論をしてもいいんじゃないかというふうに思いますが、市長はどのように考えますか。そして最後に、**定時制高校の問題**でありますけれども、どこに併設するかということについても、これも市の方にボールが投げ返されています。そういったことで、大変さまざまな要素を総合的に勘案をし、将来の方向づけをしなければならないわけですけれども、もうそろそろそういう時期に来ているのではないかと思いますので、ぜひそのことについての具体的な回答をお願いいたします。

これをもちまして私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの佐々木議員の御質問にお答えいたします。

1点目、**都市計画への市民アンケート結果について**。20年後に期待するまちのイメージと、不満回答について市長の認識と考えについてということですが、都市計画マスタープランは、おおむね20年先の大館市の将来像を描くものであります。計画の策定に当たり市民の皆様の御意見を反映させるため、昨年12月に無作為抽出した市内6,132世帯を対象に、アンケート調査を実施しており、約32%に相当する1,957世帯から御回答をいただいております。アンケートの結果、20年後に期待するまちのイメージにつきましては、「生活環境が整ったまち」が44%と最も多く、「健康と福祉が充実したまち」が39%、「産業が盛んなまち」が31%と続いている、不満な点につきましては、「街のにぎわい」が48%、「除雪対策」が43%、その他道路や下水道に関するものが多くなっております。20年後に期待するまちのイメージの裏返しが現在不満に思われているところであり、住環境に代表される生活関連施設の充実と、産業の活性化が望まれていることを改めて認識したところであります。なお、特筆すべき点は、まちづくりについての市民の皆様の関心が非常に高く、アンケート回答者の約7割が「率先して参加したい」としていたことであります。このことは、おおだて再生プランに掲げた市民参画につながるものと考えております。マスタープランの策定に当たりましては、約100人の市民の皆様で組織するワークショップにおいて、このアンケート結果を踏まえ、20年後の大館市の住環境や中心市街地はどうあるべきかを議論していただき、最終計画案を策定する策定委員会の議論

に反映させてまいりたいと考えております。

2点目、**大館市世論調査の結果について**。「あなたが採点する行政の通信簿」の集計結果をどのように受けとめ、今後の市政に反映させるのかについてであります。まず、世論調査の結果につきましては、昨日の田村秀雄議員の御質問にもお答え申し上げましたとおり、全体では市の行政運営について、一定の評価をいたいたものと受けとめております。その中で、辛い点数のついた「中心市街地の活性化」や、重要度が高いにもかかわらず満足度が低かった「雇用の創出」などにつきましては、ニプロ株式会社大館工場の増設で状況の変化は期待できるものの、引き続き力を注いでいかなければならないものと考えております。また、集計結果につきましては、今後さらに年齢階層などさまざまな角度から分析し、総合計画における事務事業の選定や各種計画の策定等に活用してまいりたいと考えております。

3点目、**新大館市総合計画策定について**。基本構想での他市に誇れる施策は何かということであります。本定例会に提案しております新大館市総合計画基本構想では、将来像「地域の多彩な魅力で創造し、自然環境と都市機能が融合した北東北の拠点都市“おおだて”－21世紀に飛翔する環境先端都市－」を掲げ、まちづくりの目標として「経済基盤の確立を目指す環境と調和した産業都市」を初めとする6つの都市像及び具体的な施策の大綱を明示しております。特に、他市に先駆け取り組みをしている施策としましては、資源リサイクル産業の振興及び健康産業の振興が掲げられます。資源リサイクル産業につきましては、平成11年に承認を受けた秋田県北部エコタウン計画の中心地域として、これまで鉱山関連技術・基盤を生かした土壤の浄化や廃棄物の再資源化・再利用などの、資源リサイクル産業の振興を図ってきたところであります。今後も、新たな資源リサイクルの関連企業や研究機関等を誘致し、これらとのさらなる連携を図ることにより、大館市が21世紀の日本のリサイクル産業、またその研究拠点として欠かすことのできない地域となるよう、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。また、健康産業につきましては、医療機器の一貫生産や、医薬品製造における大規模な設備投資により、今後も新たな雇用の創出が見込まれるなど、これから市の主要な基幹産業としてさらなる発展が期待できることから、引き続き振興を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

4点目、**今年の冬の豪雪対策について**。どのように総括し、今後に生かしていくのかということであります。比較的穏やかと予想されておりました12月に、昭和48年以来32年ぶりという豪雪に見舞われ、徹夜の除雪も追いつかない状態となり、市民の皆様には大変な御不便をおかけいたしました。さて、最初に、災害（豪雪）対策本部に数多く寄せられました相談や要請・苦情の内容についてでありますが、高齢者や障害者世帯の除排雪に関する相談や要請、隣接する空き家や小屋の雪に関する相談、道路の除排雪や雪捨て場に関する苦情がその主なものであります。除雪対策本部で対応可能なものを除き、すべて職員が直接出向いてお話しを伺いながら対応しております。また、総合支所を含めた各課にも、多くの相談が寄せられており、

除雪対策本部には、「除雪車が来ない」、「道路が狭くなった」、「雪捨て場が混んでいる」等、1日に200件以上の苦情や相談が寄せられました。これらを検証し、排雪も含めた今後の除雪計画に反映してまいりたいと考えております。なお、地域により除雪の仕上がりに差があるとの御指摘についてありますが、これには道路環境の違いなどさまざまな要因が考えられ、必ずしもオペレーターの技術や除雪機械の性能差の問題だけではないと思われますが、今後とも委託業者に対し、丁寧な除雪に努めるよう指導を続けてまいりたいと思います。また、雪捨て場は大館地域で2カ所、比内地域で4カ所、田代地域で8カ所を指定し、さらに国土交通省の協力により米代川の大館地域・比内地域に1カ所ずつ、計2カ所を新たに設け、市民の利便性向上に努めています。除雪につきましては、道路延長がふえ続けているのに対し、除雪機械の台数が限られているなどの課題も抱えておりますが、議員御提言のとおり他の豪雪地域の対策も参考にしながら、この冬のような豪雪に対しても、対応できる除雪のあり方を検討してまいりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

5点目、カラス対策について。カラスの生息数の把握により、今後より掘り下げた対応案と実施計画をどのように考えているのかというお尋ねですが、カラス対策研究の専門家の意見や、全国各地の取り組みの情報を収集するなど、この1年間対策を検討してきたところであります。カラスには、巣をつくり子育てをするため、つがいで暮らす繁殖期と集団で行動する非繁殖期があることがわかっており、非繁殖期には、カラスは集団で森の中にねぐらを形成し、特に、秋から冬場にかけてはえさを求めて市街地に集まり、葉が年中茂っている市街地の常緑樹をねぐらとする傾向があります。このことから、カラス対策にはえさが得られないようにすることが効果的であると思われ、さきの12月定例会に実態調査費とカラス被害対策ネットの購入助成金を予算措置していただき、実施してきたところであります。実態調査では、大館自然の会の皆さんの御協力をいただき、カラスの生息数や集団ねぐらの実態、ごみ収集状況とカラスの飛来数などを把握することができました。特に、黄色ネットが使用された場所にはカラスの姿はなかったが、周辺にある黄色ネットを使用していないごみステーションには、20羽から30羽の大群が集まっていたことから、黄色ネットの効果は非常に大きいことが報告されております。このことから、18年度におきましても、引き続きネットの設置されていない路上ステーションのある町内会に、黄色ネットの購入を呼びかけ、全市的にえさ対策を行うとともに、カラスの繁殖とねぐらやえさとの関係について追跡調査を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

6点目の小・中学校における実践型職業教育について、及び7点目の小・中学校コンピューター整備活用事業については、後ほど教育長からお答え申し上げます。

8点目、映画「好きだ、」放映についてあります。大館市を舞台とした映画の放映を間近に控え、絶好の大館PRの好機と考えるが、市としての取り組み、学校現場での取り組みはどうなっているのかというお尋ねですが、この大館市を舞台とした映画「好きだ、」につ

きましては、全国に大館市をアピールする絶好の機会ととらえ映画の製作時から市でもできるだけ協力をしてまいりました。完成した映画は大変すぐれたものであり、高い評価を得ていると伺っております。この映画は、既に2月25日から渋谷で上映されておりますが、2月16日に渋谷駅ハチ公広場で開催された大館フェアでも、市のパンフレットで紹介し、PRをしてきたところであります。3月18日・19日には、大館市民文化会館で上映されることが決定しており、広報大館に掲載したほか、近隣の自治体にも情報を提供するなど、広くPR活動を展開しているところであります。なお、この映画「好きだ、」の放映についての学校現場での取り組み及び大きい9点目の大館地区高校統合問題については、教育長からお答え申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○教育長（仲澤銳蔵君） 佐々木議員の6点目、小・中学校における実践型教育についてお答えいたします。「おおだて子ども未来づくりプロジェクト」は民間活用型キャリア教育の一貫で、実生活に即したものづくり、販売体験などを通して社会や経済の仕組みを知る、子供の職業観・勤労観をはぐくむことを目的にした事業であります。市内の実施校は小学校7校、中学校1校の計8校がこのプロジェクトに参加して実践しております。参加校の特色ある活動状況は、新聞紙上で何度か紹介されております。児童生徒は、この活動を通して自分の生活とのかかわりを理解し、地域の産業や職業の様子を調べ、その特性を知ることになると思います。また、自分たちがつくった農作物の販売体験を通して、仕入れ・加工・宣伝・人とのかかわりなどを学び、選択能力や問題解決能力を身につけていくものと思います。市内の中学校では進路指導の一貫として、実際にさまざまな職場に足を運んで、仕事の内容やその状況を当事者から聞くことや、一緒に仕事をして体験を通して多くのことを学びとることなど、職場訪問や職場体験活動を実施しておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

佐々木議員の7点目の御質問にお答えいたします。1つ目の到達目標についてありますが、小学校ではパソコンについて学習する時間は特に位置づけられておらず、児童の実態に応じて各学校ごとに、学年に応じた目標を設定して、各教科や総合的な学習の時間でパソコンを活用できるよう指導しております。具体的には、キーボード操作、ワープロ、プレゼンテーション、インターネットによる情報検索ができるところまでを目標にしている学校が多数であります。中学校では技術家庭科で情報とコンピューターが必修となり、情報手段の役割、コンピューターの構成と機能、ネットワーク等に関する基礎的な知識と技術を習得することが目標として示されています。

2つ目の家庭におけるインターネットの活用の実態については、本市独自の調査は行っておりませんが、平成16年の県のデータを見ますと、小学校では約4分の1の児童が、中学校では約3分の1の生徒が、週に1度は家庭でインターネットの検索や電子メールのやりとりを行っているという結果が出ています。本市の状況についても同様の割合と推察しております。

3つ目のネット社会の功罪については、情報モラル・マナー・著作権・肖像権等について小

学校から発達段階に応じて指導しており、情報収集・情報発信に関するルールをしっかりと守るよう指導しています。小・中学校コンピューター整備活用事業は、今年度小学校7校、約400台のパソコンを更新しましたが、子供たちの学習の道具として有効活用し、学習効果を高めていきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

佐々木議員の8点目、**映画「好きだ、」放映について**お答えいたします。生徒が映画を通して大館のよさを知る機会でもあり、パンフレットの配布等、この映画の鑑賞を各学校に呼びかけたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

佐々木議員の9点目、**大館地区高校統合問題について**お答えいたします。1つ目の、**高校統合問題協議会の協議結果を踏まえ、本市としてどういう方向づけをするか**についてであります。これまで9回にわたり協議会での検討を重ね、去る2月27日に協議会会长から市長に協議結果の集約事項が報告されております。協議会から報告を受けました集約事項につきましては、県の成案を受けて総合制高校の内容について十分に検討されたものでありますので、今後議会に御相談申し上げた上で、市として県に要望していくことになると考えております。

2つ目の**学科・学級数について**であります。総合制高校は総合学科と工業科とし、総合学科は3学級5系列の選択科目を開設。工業科には3科8コースを設置するという内容となっております。

3つ目の**設置場所で適地候補はどこか**であります。県の成案で総合制高校の設置場所については大館市と協議の上決定するとなっていることから、協議会で既存高校の活用、新たな場所への設置などの意見はありました。市のまちづくりの観点から、今後、協議会の意見も聞きながら市の関係当局で十分協議検討し適地を絞り、県との協議に臨んでいくことになると考えております。

4つ目の**定時制高校をどのように考えていくのか**についてであります。定時制高校には従来の学校形態とあわせてフリースクールの設置や、生涯学習の観点に立った多機能な要素をあわせ持つことが求められております。また、これらに対応するため利便性のよい場所への独立校舎の設置と早期開校が望まれており、県に要望していくことなると考えておりますので、御理解賜りますようお願ひ申し上げます。以上であります。

○62番（佐々木公司君） 議長、62番。

○議長（伊藤 毅君） 62番。

○62番（佐々木公司君） 再質問させていただきます。まず1点目は、豪雪対策についてでありますけれども、確かに今年のこの豪雪は想定外の想定外と申しましょうか、そういうことだと思いますけれども、最近の新聞によりますと、この豪雪並びに冷夏等については、ラニーニャというふうな影響ですね、いろいろ北極の震動、偏西風の蛇行等でいろいろ予測が狂ったというようなことで、そして各県内では記録的な積雪だったということはもちろんわかっており

ます。ただこのことによって、多分この夏、北東北においては冷夏も予想される。それから、北日本については猛暑というふうなことも予測されておりまますので、やはりこれを独自に市で調査してくれとは申しませんけれども、そういった長期的な気象の予測というものと市の施策、そして市長のさきの答弁ではありませんでしたけれども、このことを踏まえて18年度予算の中に、どうこれが盛り込まれておるか、それが多分答弁がなかったというように思いますので、そのところをお伺いいたします。ちなみにですね、大館市と秋田市と比較して非常に申しわけないんですけども、秋田市においては既に18年度予算にですね、さまざまな今年の総括をした結果を踏まえて予算に反映をしているという記事がありました。これが1点目。

それから2点目ですけれども、先ほどの教育長の答弁の中にありました大館地区高校統合問題。いずれ議会に相談があろうかと思いますし、そして大館市と協議してその方向を見出すということなんですねけれども、それはいつごろのタイミングをお考えなんでしょうか。その辺のところを、もう時期がわかるのだったら具体的にお知らせいただきたいと思います。以上2点。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 市長。

○市長（小畠 元君） 再質問ですけれども、豪雪対策については私の方から。そしてまた、高校統合問題については教育長からということにしたいと思います。まずですね、長期的予測というのはなかなか立ちがたいわけでありますけれども、来年もまたこういう事態になつても対応できるようにしなければいけないということは、少なくともですね考えなきやいかんと思います。それからまた、農業関係でいきますと既に異常気象につきましてはですね、対策本部を常設しておりますので、その意味で不断の、これから警戒が必要だと思っておりますので、その態勢を緩めないようにしていきたいと思っております。それから18年度予算への反映ということですけれども、先ほど申し上げました反省点を踏まえて、18年度予算を一応は私どもも考えているわけですけれども、全く新たな新規事項としてですね、今後こういうことはどうなのかということについては、どちらかと言いますと今年は冬が終わってから、それこそ、また年度途中で補正その他ですね、市民の皆さんのお意見を伺いながら、また追加できればと、これも財政状況によりますけれども努力していきたいと考えております。以上です。

○教育長（仲澤銳蔵君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 教育長。

○教育長（仲澤銳蔵君） 大館地区高校統合問題の設置場所等についての御質問にお答えいたします。先ほどもお答えしましたように、この統合問題協議会から市長に報告をして、新聞によりますと来週の月曜日に議会に報告をするとなつておりますので、その後具体的な内容については検討していくことになろうかと思います。以上であります。

○62番（佐々木公司君） 議長、62番。

○議長（伊藤 毅君） 62番。

○62番（佐々木公司君） 今の教育長の答弁ですけれども、議会に対する報告というのは統合問題協議会の協議結果であって、そのことの報告はもちろん新聞紙上で見ておりますよ。見ておりますけれども、要はそのことを踏まえて大館として、どんな方向づけをするのか、具体的にどういう位置づけで、いつの時点でというようなことをですね、全くお考えがないんですか。

○教育長（仲澤銳蔵君） 議長。

○議長（伊藤毅君） 教育長。

○教育長（仲澤銳蔵君） 先ほども答弁の中でお話ししましたけれども、協議会としましては県と市の協議で決めるというふうになっておりますので、その具体的な場所等についての検討は、当然市の方で今度具体的な検討をして、それで県と協議を進めるという形になっていくと思いますので、協議会ではいつどこまでとは協議をしておりません。以上であります。

○市長（小畠元君） 議長。

○議長（伊藤毅君） 市長。

○市長（小畠元君） 市としてどう考えるかですけれども、まず質問事項がですね、2つにわたっていると思うのです。これから議論の仕方をどうしていくかという話と、それから設置場所云々の話と2つあるので、ちょっと順番にお話ししたいと思うのですけれども、実はこれ、議会の進め方ですから議会の皆様の方でお決めいただくことありますけれども、私の方から説明する機会を与えていただきたいということで、全員協議会を申し込んでおります。それについて議会の方で御決定いただいて、それで詳しく話を聞こうかと、そしていろいろ意見を述べようかということをお決めいただければ、その御意見を付して、今回の協議会の結果と議会の皆さんのお意見を付した上で、私どもとしては県の方に大館市の意見であるということでお持ちしたいと思っております。それが一つです。

それからもう一つ。候補地の適地についてですね、いろいろやりとりがあったようですけれども、そんなに簡単に決まるもんじゃありませんので、むしろこれはじっくり時間をかけてですね、議論していくかなきやならんと思っておりますので、どうかその辺は御理解いただければありがたいと思います。以上です。

---

○議長（伊藤毅君） この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時57分 休憩

---

午後1時00分 再開

○議長（伊藤毅君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

阿部清悦君の一般質問を許します。

〔20番 阿部清悦君 登壇〕（拍手）

○20番（阿部清悦君） いぶき21の阿部清悦です。食事の後で若干まぶたが重くなってくる

かと思いますけれども、しばしの間おつき合いをお願いしたいと思います。先般、通告をしておりました大館市政の諸問題について市長並びに教育長の御所見を賜りますので、誠意のある御答弁を求めるものであります。

昨年6月20日に1市2町による合併で、新大館市が誕生して早くも9カ月がたとうとしております。1年以上の月日をかけて、2,000項目あるいは3,000項目とも言われる協定項目の中で、目指すは、「サービスは高く、負担は低く」でありました。現実はそんなに甘くないと思っていても、多くの市民はそうしたバラ色の夢を見ていたのではないかと思います。しかし市政を取り巻く環境は、殊のほか厳しく県もしかり国もしかりであります。日本の国債が760兆円とか770兆円とか、それが国民1人当たり650万円もの借金だといっても、我々国民には現実問題として、そのままストレートに受け入れることは困難かと思われます。しかし、合併して8万5,000人の市民要望はふえ続けることはあっても、決して満たされるものではないと思います。今回も実質的には合併元年の予算編成となったと思いますが、交付税を初めとする歳入に不足を生じ、13億円もの基金を取り崩しての苦しい編成であったと伺っております。しかしこうした中で、いかに尽くしても、いかに努力しても、満たされることのない市民要望にこたえるために日夜心を碎き、市民の先頭に立って頑張っている市長には心から敬意を表するものであります。先般2月9日の新聞に、「国保税引き上げやむなし」との国保運営協議会の答申が載っていました。しかし同じ日の新聞をめくったら、小坂町の国保運営協議会は引き下げの答申です。「もう住民はあきらめムードになっているのでは」という報道もありましたが、ある一面だけの比較といえばそれまでですけれども、私はこの大館市に1人でも多くの住民が住んでほしいと願っておる者です。しかし、こうした状況では敬遠されてしまうことになりはしないかと、心配するものでございます。介護保険もまたしかりであります。この2日後の2月11日の新聞でありますけれども、追い打ちをかけるように介護保険の引き上げの記事が掲載されていました。国保税は税金であり、介護保険は保険料でありますけれども、いずれ国民の、市民の義務であり、定められた額が負担としてのしかかつてまいります。この**国保税と介護保険料の値上げの根拠とその背景について**、昨日田村議員の答弁にもありましたけれども、今後の見通しも含めて今一度御教示をお願いしたい。特に旧比内町・田代町については、数字で明らかにしてお示し願いたいのであります。また、**使用料・手数料について**であります、窓口における諸証明のうち住民票・印鑑証明が100円から200円になった。これは額が少ないが100%の値上げです。比内町民体育館を定期的に利用しているある団体が、体育館の使用料が今まで無料で使用させてもらっていたが、新しい使用規定では、今までどおり1日3時間週2回の使用料が、体育館の半面を使った場合で年間23万円近くもなると、こう試算されていて、とても今後は使えないと言っていたが、こういうものは著しい負担の増大になると思うが、この点についての御所見を賜りたいと思います。

次に、**市内3校の高校統合計画に対する市の対応について**お尋ねします。県は第5次高校総

合整備計画の後期計画、これは18年から22年まででありますけれども、これに基づき、大館市内の高校5校を3校にする案を示し、これを受けて大館地区高校統合問題協議会の中で今後あるべき方向について検討がなされております。これは、先ほどの答弁で9回の協議会の中で答えが出たと言っておりますけれども、私の聞くところで、県の計画によれば鳳鳴高校と国際情報学院のほかに、大館桂・大館高校・大館工業の3校を統合して1校にする計画が示されておるようですが、新築するのか現校舎のいずれかを使用するのか、場所も含めて検討中だということであります。しかし私の調査したところによりますと、2通りの方法が考えられる。1つは、片山の商業高校跡地に新たに校舎を建築する場合、実習棟として現在の桂高校の校舎、体育館・グラウンドも利用できるというメリットがある。2つとして、大館高校の現校舎、これは築後12年から13年だそうでありますけれども、これを活用した場合、実習棟の建築が必要となる。この場合、定時制・通信制のいわゆる二部校としての基幹校として独立校舎をつくりたいので、場所として商業高校跡地も考えられる。また、近隣する職能短大との連携も模索することができる。このような見解を持っているようであります。私が市長の見解を求めたいのは、1か2のどちらかに決定されるかわかりませんが、この**空き校舎を市役所として活用することができないか**ということであります。そういうことを県に要望してはどうかということであります。市の計画によれば、現在の1,396名の職員中今年から5年かけて150名程度の退職者が見込まれるので、かなりスリム化ができると言っているようですが、この庁舎は慣れてしまえばこんなものと思っているかもしれませんけれども、夏は暑く冬は寒く、暖房の効率も悪い。1日数百人の市民が窓口に来られると思うが駐車場もままならない。用件を足すべき担当課はどこにあるのかわからない。失礼だが、ウナギの寝床じゃなくてウナギの隠れ家みたいな庁舎では、職員の職場環境の悪化もさることながら健康面にもよくないと思う。訪れる市民に対するサービスの低下も懸念されると言わざるを得ません。そこで私は、県の高校統合案を見極めながら、県に対して校舎を譲渡してもらえるよう働きかけをする考えはないか。特に大館高校の場合は、場所的にも環境的にもすぐれていて交通アクセスも良好だと思うが、このことについてお考えがありましたら市長の御所見を賜りたいと思います。

次に、**産・学・官の連携**についてお尋ねいたします。小畠市長が就任されてから、大館には2つの大学が誕生しました。このことは、技術系大学として県内外から勉学に励もうとする若者たちが、この市に集まることに大きな意義を感じるものであります。特に、市長は秋田桂城短期大学・秋田看護福祉大学の支援協議会の会長の要職にあり、その支援や育成に多大の貢献をされていると思います。しかし、ここで学んだ若者たちの就職状況はどのようになっているのか、大変気になっているところでございます。今、中央では景気の回復が進み、全国的な求人倍率が1.00まで上昇した。このことは、求人数と求職数の数が同じくなつたことを意味するもので、仕事さえ選ばなければ全員が就職できるという状況であります。しかし、こうした状況の中で、我が秋田県の求人倍率が0.59倍、特に県北地方は低いと言われております。

以前から農林業や鉱山への依存度が高く、なかなか企業が育たない土地柄と言われておりますが、国の三位一体改革の推進や、これに伴う公務員の給与の削減など、中央と地方との経済的格差は広がる一方であります。これでは優秀な人材は中央へと流出してしまうのは当然の結果であります。いわゆる全国中に勝ち組と負け組を必然的につくる、そんな要因をつくっていると言っても過言ではありません。ところで先般、市長は大館商工会議所や大館北秋雇用開発協会に対し、この春の卒業予定者の地元企業への採用要望書を提出したとの報道がありました。

**地元大学及び短大の卒業予定者の就職状況、とりわけ市内及び北鹿管内の就職状況について御教示を賜りたい。そして産・学・官の立場から、市として、行政側としての連携をどのように考えるべきなのか、その考えがあつたらお示し願いたいのであります。**

最後に、学校給食についてお尋ねします。我が秋田県は不名誉ながら自殺率が日本一、がんによる死亡率も日本一、脳卒中の発症率も日本一、こんな不名誉な日本一ばかりある中で、中学生の体格・身長・体重が、よい意味での日本のトップレベルにあることは大変喜ばしいことであります。これがウドの大木でなくて、心身とも本当の意味でのスポーツや勉学においてもトップレベルになれることは、その指導者や取り巻く環境によってなし得るものだと期待をしているところでございます。さて、学校給食について私たちは、比内町の時に町当局や学校関係者、PTAなどといろいろ議論した中で、ようやく平成16年度から以前一部自校方式で実施しておりました学校給食を、一括センター方式として全学校を統一した給食の実施に踏み切ることができました。申し上げるまでもなく、私も、合併して市内の3校——東中・二中・花岡中学校の約860名が給食未実施校であることを初めて知ったのですが、このことについて私は、昨年の12月定例会の総務財政委員会の総括質疑の中で、その経緯と対応について市長の見解をただしたところ、市長は「今後喫緊の課題として取り組む」という御答弁を賜っております。またこのことについて、先般1月11日に、釧路内地区まちづくり連絡協議会から、市北部に位置する3つの中学校の給食施設を建設するために、釧路内公民館に隣接する土地を提案し目的達成のためにぜひ検討してほしいとの要望を受けておられます。なお、昨年9月には3校のPTAが連盟で「早期の学校給食の実施を求める要望書」を提出されております。しかし、**喫緊の課題**と言いながら、今回の予算には調査費すら計上されずその動きは全く見られないと思うが、このことに関する市長の前向きな御所見を賜りたいと思います。また、市内全体の学校給食についてお伺いしますが、パン給食から米飯給食へと比率が高くなっていると伺っておりますが、農業、とりわけ米の生産が基幹産業の1つである我が大館市において、地元産米を活用しない手はないと思うのですが、**地産地消の立場からぜひ地元食材を活用すべき**と思うが、この点についても市長の御所見を賜りたい。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの阿部議員の御質問にお答えいたします。

1点目、市町合併によるサービスと負担について。そのうち、①サービスの向上しているものは何か、②負担は増大していないか、④使用料・手数料の負担増につきましては、おのおの関連がありますので、一括してお答え申し上げます。まず、合併の必要性につきましては、大きな流れの中では地方分権を強力に推進するためであり、また、多種多様な行政ニーズ、さらには少子高齢化により増加する財政ニーズに柔軟に対応するために、それぞれの市や町が個別に事務執行するよりも、合併し広域圏として対応することにより、経費の面などにおけるスケールメリットが得られ、貴重な市民からの税金を効率よく配分できるためであると考えております。平成18年度当初予算は、合併後初めての当初予算であり、3地域の早期一体化を念頭に合併協定事項を尊重した予算としております。市税や交付税等の財源が大きく減少する中、それまでの1市2町のサービスを継続するよう編成しており、合併していなければさらに厳しい内容になっていたものと考えております。使用料及び手数料の負担増につきましては、市の施設の利用者から受益の範囲内で応分の負担をしていただくものであります、利用していない市民との不公平感が生じないようにと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

③国保・介護保険の負担増の根拠と背景でありますけれども、国民健康保険税につきましては、これまで歳出における医療給付費及び介護納付金に対する保険税の不足分は、国民健康保険事業基金からの補てんで対応しておりましたが、この基金からの補てんが年々増加しており、基金残高は14年度末に10億779万8,000円だったのが、17年度末には5億13万2,000円にまで減少し、さらに17年度以降も毎年約3億円の赤字が見込まれ、19年度には基金が底をつくことが予想されますことから、今後安定的かつ適正な財政運営を図るための措置でありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。介護保険料につきましても、平成18年度から20年度までの3カ年にわたる第3期事業計画への移行時期であること、また法改正により第1号保険料の負担区分が18%から19%に改正されたこと、本市において要介護者が増加し、それに伴い介護サービス利用者も増加していること、さらに施設入所待機者の解消のための民間事業者によるグループホーム等、施設基盤整備も予定されていること等により、介護給付費が伸びますことから、これに対応するための措置しております。また、具体的に数字を示すようにということでありましたので、さきに田村秀雄議員にお答えしました、算定の根拠の中で申しましたように、医療分の18年度の1人当たりの課税見込み額については、旧大館市の場合に平成17年度に対して3.3%増の5万6,827円、旧比内町は3.9%増の5万3,426円、旧田代町では7.2%増の4万8,146円ということで御報告したところであります。また、介護納付金課税分につきましても、旧比内町は1万5,066円、旧田代町では1万4,432円と試算しているわけであります、これらのことにつきましてはさきに御答弁申し上げましたけれども、改めてここでまた御報告させていただく次第であります。

大きい2点目の、高等学校3校の統合に対する市の対応につきましては、後ほど教育長から

お答えを申し上げます。なお、もし余った校舎があったならば市でもらう考えがあるかということでは、喜んでいただきたいと思います。

3点目、**産・学・官の連携**についてであります。①として**看護福祉大・桂城短大・職能短大の就業状況**であります。看護福祉大学につきましては、昨年4月に開校し、第1期生の卒業が平成20年度末でありますので、ここでは、桂城短大と職能短大の状況についてお答えいたします。桂城短大につきましては、平成15年度卒業生の就職希望者95名に対し就職者が89名、うち大館市内への就職者15名、県北地区への就職者9名となっております。また、平成16年度におきましては、就職希望者90名に対して就職者が83名、うち大館市内への就職者が18名、県北地区への就職者9名となっております。職能短大につきましては、学校側からの提供資料によりますと、平成15年度卒業生の就職希望者78名に対し就職者が64名、うち秋田県内への就職者が44名となっております。また、平成16年度におきましては、就職希望者65名に対して就職者が61名、うち秋田県内への就職者が28名となっております。

②**地元への効果の還元**であります。卒業生の市内への主な就職先を見ますと、市役所を初め、ニプロファーマ大館工場・秋田労災病院・大館圏域ふくし会・市社会福祉事業団などとなっております。卒業生は、勉学されたことをそれぞれの職場において発揮し御活躍されていると伺っており、企業が求める有能な人材の確保という点において地元に貢献しているものと認識しております。また、地元に定着された卒業生の方々には大館活性化のために、より一層積極的に地域活動に参加していただくことも期待しております。

③**市行政との関係**でありますけれども、桂城短期大学及び看護福祉大学支援協議会につきましては、私が会長を務めており、また、職業能力短期大学校推進協議会には、産業部長が委員として委嘱されております。また、学校側には市の各種委員をお引き受けいただき、それぞれの専門的な立場から、市行政に対し貴重な御意見・御提言をいただいているところであります。このほか、両校では市民向けの公開講座やパソコン教室等の開催、学生による市の祭り、各種イベント等への参加などにより、市の文化向上と活性化に大いに貢献していただいているところであります。今後とも、学校運営が順調に推移されますよう関係機関と連携を図りながら引き続き支援してまいりますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

大きい4点目、**学校給食について**。①中学校3校の給食を早期に実施すべきということであります。昨日の田村儀光議員の御質問にもお答えしておりますように、18年度の早い時期に具体的な方向性を示して、議会にも御相談してまいりたいと考えております。設置場所につきましては、釧路内地区から市有地を活用した同地区への建設要望も出ており、北地区を視野に入れながら、センター方式などの手法も含め検討しているところでありますので、御理解をお願い申し上げます。

②パン給食から米飯給食へ、及び③地産地消の立場から地元食材の活用につきましては、教育長からお答え申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

○教育長（仲澤銳蔵君） 阿部議員の2点目の御質問であります、**高等学校の統合に対する市の対応について**お答えいたします。1つ目の**新校舎を建設するのか**についての御質問であります  
が、高校統合問題協議会の議論の中では、現校舎の活用などさまざまな意見が出されました  
が、総合制高校は新校舎が望ましいという意見でまとまりましたので、この方向で県に対して  
お願いしていくことになると考えております。

2つ目と3つ目の御質問につきましては、関連がありますので一括でお答え申し上げます。  
**現在校の跡地利用と空き校舎の活用**につきましては、県では、現段階においてはそれぞれの学  
校を総合制高校の候補地の1つとして検討しているということであります。したがいまして、  
今後の県の動向を見極め、議会と御相談しながら県と協議していくことになると考えておりま  
す。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

阿部議員の4点目の御質問にお答えいたします。4点目の2つ目の**パン給食から米飯給食へ**  
ということですが、大館市の学校給食は現在米飯給食が週3日、パン・めん類等が2日  
実施されております。各調理場が子供たちのために工夫を凝らしながら、安全で安心な学校給  
食の実施に努力しているところであります。

3つ目の**地元食材の活用**をという点につきましては、米飯給食用の米については大館市産米  
を使用しておりますし、副食についても平成15年に市内の産地直売所の御協力を得て、フレッ  
シュ野菜供給会を設立し、学校給食に地元で生産する新鮮で安全な野菜・果実等を供給してい  
ただいております。今後とも地場産食材の活用を拡大してまいりたいと考えておりますので、  
御理解をお願い申し上げます。以上であります。

○20番（阿部清悦君） 議長、20番。

○議長（伊藤毅君） 20番。

○20番（阿部清悦君） 1つは、産・学・官の連携についてでございますけれども、ちょうど  
私がこの質問を通告した後でございましたけれども、3月3日、明日ですね、中央公民館にお  
いて循環型社会に対応した産業の創出を探る研究会が、産・学・官が一体となって発足する運  
びになったことを報じてありました。まさに時宜を得たというよりは、遅きに失した感はあり  
ますけれども、東北地方の企業と大学が保持する技術を出し合って、環境、リサイクル産業な  
ど、今後我が大館市が目指すべき環境型社会に対応した産業の創出を、公的機関や自治体が連  
携してネットワークを形成することに、大きく期待をしているところでございます。この項に  
についての答弁はいりません。

負担についてでございますけれども、ただいま数字で示されました国保税、あるいは介護保  
険、そのほかにですね、合併協定の中であります保育料、大館は段階的に今年度から下げるわ  
けですけれども、これが平成20年から田代・比内については保育料が大きく上がっていくと。  
そのほかに、平成20年から比内の扇田地区では都市計画税の導入が予定されていると、こうい

うふうなことになってまいりますと、都市計画税は別にしても、国保税・介護保険、あるいは保育料、これは福祉の根幹であるべき部分の負担が大変増大してきているというふうなことに、住民は大変な戸惑いを持っているわけであります。何のための合併だったんですか、と言われるんですが、台所事情といいますか、財政事情も大変逼迫しているのでこういう状況だということでございますけれども、なかなかこれは住民に理解をしていただくことが難しいわけであります。この点についての御所見を、もしありましたらお伺いしたいと思います。

それから使用料のことですけれども、若干細かい話になりますが、体育館を使用しているある団体が、今までほとんど無料で使用させていただいたと。私も条例を調べましたけれども、そんなに条例は変わっていないんです。体育館使用条例の第14条の4項に規定されている市長の減免措置、いわゆる比内町の場合は町長の減免措置、この部分が大幅に適用されてあったわけです、比内町の場合は。これをスポーツ振興課の方々から、「4月からはだめです」と、「適正な定められた使用料をちょうどいいすることになっています」ということで、現場では、年間計算してみたら22万何千円かになったと。今まで比内町のときは、ただで使用してもらってあつたのに、なぜこうなるんだという言葉が出てくるのが、当然といえば当然なわけです。なおまた、条例を調べましたら、田代町のグリアス田代の場合は高校生以下が無料なんですね。比内町の条例は中学生以下も含めて1人50円なんです。こういうことからすれば、細かいことではございますけれども、サービスが大幅に低下しているというふうなことで、今までどおり減免規定を適用する考えはあるのかないのか、この点についてお答えを賜りたい。

○市長（小畠 元君） 議長。

○議長（伊藤 毅君） 市長。

○市長（小畠 元君） 再質問にお答えしたいと思います。国保・介護保険・保育料いずれをとりましても、確かに地域間格差その他、平成20年を目指としてということで大きな変化があるわけでありますけれども、ここで改めて地域住民の皆様にも御理解賜りたいことは、もし合併しないで単独でこれらの会計を運営した場合に、どういうふうになったかということのシミュレーションも必要なわけあります。当然これは、合併協議の中でかなりいろいろ議論されたはずであります。ですから、確かに数字が上がるという点だけとらえられれば、非常に負担が増大している、何のための合併かということになるんですけども、もし合併しないければ、これらの会計が破綻してたとしたらどうなるのでしょうか。その辺を地域住民の皆さんにも何とか御理解いただけるように、私どももきちんと、これからもまた説明責任があると思っておりますので、御理解賜りますようお話しをまいりたいと思っております。

それから使用料でありますけれども、その地域によってさまざまな工夫をされ、振興策もあったと思いますけれども、今度は新大館市になりますと、地域のどなたでも、どの地域でも、どの施設でも、申し込んで御利用いただけるということになるわけであります。確かにその地域、その場所における使用料についての変化はあるかもしれませんけれども、さまざまな施設を御

利用いただける機会は飛躍的にふえていくわけでありますので、そういう意味で、最初、若干の戸惑いはありますても、例えば大きな大会を開くときにお互いに協力し合うとか、どうしてもその地域であいていない施設を使いたいのだけれども、他の地域でないかという場合とか、さまざまな御利用方法が出てくると思います。そういう意味で、私どももこの使用料を減免ということにつきましては、極めて慎重に進めざるを得なかった点を御理解いただきたいと思います。また、地域の皆様方に十分に御理解いただけてない点は今後反省いたしまして、十分に、また説明に努めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○20番（阿部清悦君） 議長、20番。

○議長（伊藤 毅君） 20番。

○20番（阿部清悦君） 繰り返すようでございますけれども、19年国体が実施されるわけですが、それらに向けてもいろいろと、体育館、そういうふうなものの利用が今後ふえていくだろうというふうに予測されますけれども、この条例でまいりますと、例えば比内中学校のクラブ活動のために体育館を使用したと、この場合でも1時間につき50円支払わなければいけないというふうな条例になっておるわけでございます。こうした点についても、大幅にといいますか、便宜を図っていただきたいといいますか、今までどおり余り変わらないような状況で使用いただけるような方策を考えいただきたいということを、お願いを申し上げまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

---

○議長（伊藤 毅君） 次に、明石宏康君の一般質問を許します。

**[26番 明石宏康君 登壇]（拍手）**

○26番（明石宏康君） いぶき21の明石宏康でございます。風邪の後遺症でちょっと声がまだおかしいので、お聞き苦しい点もあると思いますが御容赦願います。あと、通告書の中に一部訂正したい場所がありまして、②に岩手県だけでも事業費が500億円云々という記述がありますが、ここは私の認識不足でございまして、「両県合わせて」の間違いでございましたので、そのように訂正させていただきたいと思います。さて過日、本3月定例会の初日、後ろの傍聴席が数多くの児童たちで埋め尽くされておりました。市内扇田小学校の社会の授業とのことです、私が議員になってまだ7年ですが初めての経験であり、ああした形で議会を児童たちに見てもらうのは本当によいことだと痛感いたしました。初日の行政報告や議案上程はいわば市長の言い放しタイムのようなもので、児童にはもしかしたら退屈であったかもしれません、一般質問や討論・採決なども、機会あらばぜひ多くの市民の皆様に見ていただきたいものだと思います。また、合併により旧2町の議場はその役目を終え、出番を失ってひっそりとしたものです。市長を交えた子供議会や女性議会など、あらゆる機会にどんどん使ってほしいものだと思います。それでは通告に従いまして、順次一般質問を行います。

この不法投棄問題と当市とのかかわり方につきましては、去る12月議会において同僚の松橋議員も詳しく言及されました。人里離れた山間地で、堆肥をつくる会社を操業するとの名目で、全国各地からおびただしい量の産廃を運び込んでは不法投棄を繰り返し、わかっているだけでもその総量は約87万立方メートルと言いますから、まさに国内では前代未聞の規模と言えます。長期間こうした不法投棄を看過し続けてしまった青森・岩手両県にとっては、まさに晴天のへきれきであったに違いありません。産業廃棄物緊急特別対策室を設置し、年次計画で両県合わせて500億円以上にも及ぶ事業費を計上し、発覚から10年以上経過した現在もなお、連日その処理に追われております。もう1年半ほど前になりますが、当市の厚生常任委員会の行政視察で同地を訪れたことがありました。まず衝撃を受けたのは、広大な高原地帯の現地には至るところに無数の試掘の跡があり、片づけようにも一体どこからどこまで産廃が地中に埋められているのかわからぬと、定かでないといった惨状がありました。当日は岩手県の職員同行していただきましたが、説明の際、「県内では北上市と大船渡市にある施設で処理を行っているがいずれも満杯の状態であり、とてもすべてを処理し切れていないのが現状。ここから最も近い処理施設は大館市であり、秋田県と協議していきたい。」旨の発言がありました。また、産廃処理後の土壤浄化の必要性について質問したところ、同様に当市に理解と協力を求めていきたいとの話がありました。いずれ青森・岩手の両県では、県政の喫緊の重要課題としてこの産廃処理に取り組んでいるとの印象を強く受けた視察がありました。ここでまず市長にお伺いしたいのは、市長は当市から車でわずか2時間余りの美しい北東北の高原地帯で、係る未曾有の環境破壊が今なお進んでいる深刻な状況を、どのように認識しておられるのか。また、さきの岩手県職員の当市への切実な要望を聞いて、どのような感想をお持ちになられたでしょうか。忌憚ない御意見を伺えればと思います。

次に9月議会でも述べましたが、私は北東北若手議員の会という県議や市議が広域連携して、さまざまな機会を通じて研さんを積む会に所属しております。同会には、県政や市政の場での不法投棄問題に直面している県議や市議が多数おり、数年前より産廃の処理やその後の土壤浄化について議論が交わされてきました。1番、現地から大館市が最も近い。必然的に産廃にしろ土壤にしろ輸送コストは大館なら大きく圧縮される。2番、土壤洗浄に関しては国の認可施設の第1号と第2号という、国内では先駆的な立場の処理施設が大館市にある。3番、法人税等は市外にいくかもしれないが、長期間に及ぶ事業収益がもたらす地域への莫大な経済効果や、安定した多くの雇用が得られるであろうこと。以上の3点を軸に、同会の若手県議や市議の間には大館市内の企業への事業参画を望む声が多数を占めてきました。かくいう私も、市内で行われているこれまでの多くの処理事業が、企業の公約どおりに合法的に肃々と安全に進められている現状を勘案して、不法投棄問題の早期解決に当市企業の技術力が役に立つならば、大いに協力すべきではないかという認識を抱いておりました。大きく報じられたことこそなけれ、1~2年ほど前よりこれまで当市議会の委員会質疑では、この問題への当市のかかわり方

を想定した議論が幾度かなされております。それは、当市が負うリスクに相当する応分の対価を搬出先に求める、いわば搬入に際しての持ち込み税のような、総務財政委員会での課税賦課の可否についての議論だったと記憶しております。これについても私は、国や県に大きく依存する財源から脱却する得がたい機会との理由で、何の語弊もなく賛意を感じてきました。それゆえ、さきの若手議員たちとの今年の定例会を、当市で開催したいという打診を受けたときに、研修テーマにこの不法投棄問題を、視察先に市内の産廃・汚染土壌処理企業を選びました。講師を小畠市長にお願いしたわけですが、質疑の時間になるや、やはりとかまさかというか、岩手県議から市長にこんな質問が投げかけられました。「汚染土壌の処理をこちらでお願いできないものか」、何の前置きもなしのストレート発言で内心驚きましたが、同時に向こうの県議会でこの問題の早期解決に苦悩する立場では、この質問は当然かもとも思いました。市長は「危険なものは断る。我々は洗濯屋であり、ここは最終処分場ではない。可能な範囲で引き受けたい」と切り返されました。市長の答弁はとても明瞭で明快、自治体の長の答弁はこうでなくてはといった感さえあり、出席した多くの議員たちが賛辞を送っておりました。しかしこの「危険なものは断る」という判断をめぐって、近い将来、市民や行政、我々議会が大きく揺れることになります。この不法投棄問題の解決方策は、埋蔵されている産廃の処理と周辺の汚染土壌の洗浄処理という大きく2つに大別されますが、当市とのかかわりがある可能性が高いのは、むしろ後者であろうとのことから、ここからは汚染土壌に議論を絞ります。市長は有用金属の回収といった資源循環型社会の構築、鉱山の高い技術力の応用転換による地域経済の活性化といった観点から、この土壌洗浄事業を積極的に支援してこられました。私は平成11年の、最後は強引にしか思えなかつた第1回目の搬入開始や、依頼企業名の非公開などに大きな不安や不満を感じたことこそあれ、それ以後の全国から殺到する事業には驚きながらも賛意を示してきたつもりです。企業の約束どおり、この事業による軽微な環境汚染もいまだに報告されておりません。ただ市長との認識が若干違う点は、1つは、危険なものは断ると申されておりますが、全国各地で大量の砒素や鉛やカドミウムに汚染された土壌が処理できるとは申せ、危険だから年間数十万トンも当市に持ち込まれているということ、もう一つは、市長は洗濯屋と強調されておりますが、洗浄後の土壌は一部に再利用こそあれ、現在はその多くが市内で覆土となっていること、この2点であります。12月議会で松橋議員も懸念されておられましたが、今回の不法投棄問題の処理への協力が当市へ求められた場合、最大の懸念材料は100万トンとも推定されているその莫大な汚染土壌の総量です。洗浄後の放流水1つをとっても、毎回排水基準をクリアしているとはいえ、時にはその基準の10倍厳しい環境基準を、たびたび上回っているものを何百回、何千回と同じ場所に何十年も流し続けて、果たしてどうなったかなどというデータは国内にはありません。なぜなら、現在の環境基準のレギュレーションにのっとった事業で、当市と下流域が数十年後どうなったかというのが、国内で初めてのデータになるからであります。この問題を一般質問で取り上げるに当たって、県の環境生活部に「青森・岩手から

協力の依頼が来ているなら進捗状況を教えてほしい」と打診したところ、「今まで搬入された物を除いては、産廃にしろ汚染土壌にしろ連絡は現時点ではない」という返答がありました。それゆえ、登壇するには時期尚早かと一時は考えましたが、しかし当市企業の現地、不法投棄現場の現地ですね、そこからの距離という立地条件や、国内でのその技術の優位性、青森・岩手両県議らの話を踏まえて判断すれば、近い将来どころか、ここ2~3年のうちに必ずや当市に対する大きな動きがあると私にさえ容易に推察できます。私はその時この場にいるかはわかりませんが、市長は十分いらっしゃる可能性があります。何よりこのような後世の子供たちの生命にかかわる重大過ぎるこの問題を、我々議会人や当局がその時になってから是非をめぐつて慌てて右往左往するのは愚の骨頂であります。県に打診があり、当市に事前協議願いが出され、常任委員会で審議され、本会議で異論こそあれ受け入れ容認ということになれば、今まで誰も体験したことのない莫大な量の汚染土壌が当市に持ち込まれます。企業の高い技術力や現在の処理量での安全性は、今のところ立証されていると言っても構わないと思いますが、この県境からの土壌受け入れを想定した安全性の検証を今すぐ始めないと、万が一、いや億が一にも将来重大な禍根を残す事態が発生した場合、賛成しようが反対しようが、受け入れを容認したそのとき議場にいた全員に、償い切れぬ大きな責任が介在してしまいます。隣県より打診があった場合は、我々議会以外にも環境面から受け入れ能力があるかどうかを見極めるために、専門家を県境現地に派遣するなりして、土壌の成分分析のデータをもとに慎重に判断を仰ぐべきであります。正式に受け入れを決めていない時点で、専門家の招聘をあれこれ議論するのは滑稽に思われる方もいらっしゃいますでしょうが、国内でも最先端をいく洗浄施設を有する当市が、すぐ近くにある国内最大の汚染土壌の深刻な被害を百も承知で現在何一つしていない、対岸の火事とただ傍観していて、それが環境先端都市を標榜する自治体の姿でありましょうか。私は直ちに協力して受け入れろと言っているのではありません。企業任せではなく果たして受け入れができるのかどうか、慎重に検証するのが行政の責任ではないかと申し上げたいであります。事前協議願いであれば、事業自体の可否を論じるのは我々議会人であります、その中に書いてあるそれぞれの汚染物質がもたらす危険性や、県境から運ばれてくる大量の汚染土壌を長期間にわたって洗浄する、その超一極集中による環境への負荷や安全性を学術的に検証できる専門家は、私はもちろん、今この議場には市長を含め一人もいないであろうからであります。長期の雇用安定や経済効果、生き残れる強い自治体だけを考えればこの事業に反対する者など恐らく誰一人いないであります。市長には、**この県境の土壌の洗浄浄化への協力が来た場合の安全性の確立について、どのような御所見をお持ちなのかお伺いいたします。**

不法投棄問題への協力の是非をめぐる議論は、今はごくわずかな静かなものですが、将来的に大きな関心を集め広く圏域住民の知るところとなります。この議論がいたずらに大きくなることにより、しばらくあの辺の農作物は食べない方がいいなる、あらぬ風評被害などが、国内

有数の米どころである秋田県では絶対起きてはなりません。しかし「対岸の火事だから関係ない」なのか、「地元の環境産業として要請が来れば応じる」なのか、私たちにはそれを健全な立場で議論し、慎重に判断しなくてはならない大きな責任が課せられております。

最後の質問になりますが、市長に単刀直入にお伺いいたします。市長は現在、この県境の汚染土壌を受け入れるか否かについて、どのような御所見をお持ちでしょうか。**企業で処理できるとの判断があれば賛成なのか、覆土とせず洗浄後再びコストを投じて現地に持ち帰るのが条件であれば賛成なのか**。市長は、いまだ国内に前例のない大きな事業が起きようとしている自治体のリーダーであります。ぜひ、現時点でのお考えを拝聴させていただきたく、よろしくお願ひ申し上げ、私の一般質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。(拍手)

(降壇)

〔市長 小畠 元君 登壇〕

○市長（小畠 元君） ただいまの明石議員の御質問にお答えいたしますが、ただ、この質問通告書のとおりの御質問ではなかったので、ちょっと順序は変わってくることは御理解いただきたいと思います。それから、私自身ちょっと当惑しておりますのは、議員がこの間、若手議員の会を大館市にお招きいただいて、私を講師として呼ばれたその真意がですね那辺にあるのか、その辺がどうも私としてはひとつ理解しかねる点がございまして、なかなか今答弁が難しいわけでありますけれども、基本的な点だけをまずはつきり申し上げたいと思います。

まず、青森・岩手県境の不法投棄問題につきましてはですね、これは日本の産業社会の大変大きな縮図でありますし、21世紀は環境の世紀であるとしたときに非常に重大な問題である、その認識は明石議員と同様であります。特に不法投棄された産業廃棄物の処理と、それから汚染された土壌の浄化についてはですね、相当慎重に事を進めなければ技術レベルもさることながら、量という点でも大変に問題が出てくると思うわけであります。そういうことから私自身としては、この近距離に位置する大館市として大変に大きな影響を受けかねない重要な問題であると認識しております。それから次にですね、この問題を含めまして全国から搬入される廃棄物や汚染土壌に対する当市の姿勢としまして、先ほどいみじくも当市は洗濯屋であると、最終処分地ではございませんということを申し上げたわけでありますけれども、まさにそのとおりでありまして、その意味では、高い技術に裏づけられた環境保全事業の先端都市であるという自負を持ちながらも、当市の環境そのものについてもですね、並行して医薬品もつくっているわけですから、さらには秋田こまちの主産地でもありますし、当市の環境も非常に高いレベルで守らなければいけない。そういう意味でも、私は環境先端都市であるべきだと思っているわけであります。そして、議員先ほどお尋ねになっておりました、環境基準と排出基準の、この辺から話を起こしていくかなければならないと思うのであります。排出基準というのは、例えばいろんな施設の排水が出てきたときにどのくらいの濃度の水が出てくるか、言ってみると微分であります。そして環境基準というのは、それらが蓄積されてその具体的な自然環境がどうい

う状態にあるか、これが環境基準でありますからいわば積分値なわけであります。大館はこの排出基準——微分値、それから環境基準——積分値、いずれもきちんと守っていく必要があると思います。それが環境先端都市の私どもの第一の公約だと思っております。したがいまして、産業廃棄物が本市にある施設で処理云々という話はですね、まず第一に何を当市に持ち込もうとしているのか、頼みたいのかということをはっきりさせなければ、私はお答えができません。はっきりしていることは、環境先端都市として私どもがこういった排出基準さらに環境基準に照らして、さらに技術面からも問題ないと判断できる質の物、量の物が来るのか来ないのか、それがはっきりしなければ、私としてはお答えすることができないわけであります。それからもう一つ、ビジネスチャンスを逃すというお話しでございますけれども、十分今でもビジネスやっております。今の量でも十分なくらい、昔でいうところの花岡鉱業が最盛期のときにまさに選鉱していた量と同じくらいの量を、今扱っているわけありましてですね、これ以上来られても私ども引き受けられるかどうか、逆に言えば心配なくらいであります。それからまた、御案内のとおり特定物質として私ども常に扱っておりますので、あらゆる機会に議会にも御報告しますし、市民の皆さんにも報告しておりますので、仮に何か相談があつたにしましても必ず議会にもお諮りすることになりますので、その辺はひとつ御放念いただきたいと思うのであります。さらにまた、仮に洗浄後無害化された土壌についての処理の仕方について、若干申し上げさせていただきますけれども、例えば無害化された土壌については洗濯屋さんであればですね、当然のことながら洗濯物はお持ち帰りいただくわけであります。しかし私ども一方においては、産業廃棄物も最終処分地の仕事もございますから、覆土として使える部分は使わせてもらう場合もあります。そういうふうにお考えいただければですね、我々の、結局受け入れられるマキシマムの量というのも必然的に決まってくるわけであります。現在の大館市の最終処分場の、しからばあと何万トン分かということは皆さん御存じだと思いますけれども、とてもじゃないけど洗浄した後の土を、そのまま入れられるような容量の最終処分場は私どもにはございません。あるとするならば、お隣の小坂町になるわけですけれども、これ、人の町のことでですから何とも言えません。そういうことで青森・岩手県境の不法投棄、大変に私どもも心を痛めておりまし大変に特異なケースだと思いますけれども、私はここではっきりと申し上げることは、その受け入れの可否を含めまして、現在具体的な相談がなければ何もお答えすることはできませんし、そしてまた、想定の問題としてもこっちへ来るんじゃないかというような想定は、私一切しておりません。どうしてもと、もし仮に相談があるとするならば、きちんとした相談をしていかなければ、私としても、とてもとても相談にすら乗るつもりもございません。そういうことで市といたしましては、適正な監視と指導を継続しまして、これからも大館市の環境産業が本当に市民の皆さんにも安心していただき、全国的にも高い評価を得られるよう頑張っていくことを、改めて御報告申し上げまして、御答弁とさせていただきたいと思います。

よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。（拍手）（降壇）

○26番（明石宏康君） 議長、26番。

○議長（伊藤毅君） 26番。

○26番（明石宏康君） まことに気持ちのいい答弁で、ありがとうございました。余り憶測で物を議場で言うと、どこかの国会議員みたいになりますのでこれ以上言及しませんが、近い将来そのような打診がもしかった場合は、肃々と安全性を十分考慮しながらやっていただきたいと思います。以上です。

---

○議長（伊藤毅君） この際、議事の都合により10分間休憩いたします。

午後2時00分 休憩

---

午後2時10分 再開

○議長（伊藤毅君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田村齊君の一般質問を許します。

〔41番 田村 齊君 登壇〕（拍手）

○41番（田村 齊君） 休憩は必要ないと思いましたけれども、短時間で終わりたいと思います。さて、2日目の最後を飾ることになりました、清池会の田村でございます。拝見するところ議場の皆様も大分お疲れになっているものと推察されますので、質問は短く幸せは長くということでやりたいと思います。

さて、第1点目についてお伺いいたします。平成18年度予算の考え方はということでございます。財務省は国債発行を今年度より4～5兆円少ない29～30兆円程度にするため、歳出構造の見直しを主張しているが、本市予算への影響はどうか、市長の御見解をお聞かせください。

2つ目です。他市との財政比較分析表の公表についてでございます。市民にわかりやすい他市と比較したものを定期的に公表すべきだと考えるがどうか、市長の御見解をお聞かせください。

3つ目、収納対策の強化についてでございます。未納者に対する強制措置も必要だと思うが、一方、納税相談などソフトな対応もとるべきではないか。また、納付機会の拡大でコンビニ収納の検討をしてみてはどうか、市長の御見解をお聞かせください。

以上3点で、私の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畠元君 登壇〕

○市長（小畠元君） ただいまの田村議員の御質問にお答えいたします。質問は短く答弁は長くなるかもしれません、お許しいただきたいと思います。

まず1点目でありますが、平成18年度予算の考え方で、財務省が国債発行を4～5兆円少ない29～30兆円程度にするために、歳出構造の見直しを主張しているわけですけれども、これが

めぐりめぐって大館市の予算にどう影響したかということを若干御説明申し上げたいと思います。国の財政は、高齢化の進展に伴う諸経費や国債費の増大によりまして、歳入歳出構造がますます硬直化しているために、実質経済の自立的回復を維持しつつ、しかも2010年代初頭における基礎的財政収支、いわゆるプライマリーバランスの黒字化に向けて、また、将来世代に責任が持てる財政を確立するため厳しく歳出を見直し、歳入・歳出一体改革を進めるとしているわけであります。この中で、議員御指摘のとおり、新規国債発行額を平成17年度の34兆4,000億円から18年度は29兆9,000億円として、率で12.8%、額で4兆5,000億円を抑制しております。その差額は、景気回復に伴う国税収入の増加分2兆円と、三位一体改革による国庫補助金の削減を含んだ一般歳出の削減1兆円、さらに地方交付税と税源移譲のための地方特例交付金、合わせて1兆5,000億円の削減で賄うという内容であります。これによりまして、本市では地方交付税で平成17年度決算見込みに比べ、額で9億円、率にして8.0%の減、また、地方特例交付金では2,000万円、率にして9.8%の減、さらに国庫支出金の削減では、その削減分は所得譲与税で補てんされるものの、児童扶養手当負担金の負担率の縮小などで、3億3,200万円の削減と、大幅な影響となっております。しかしながら平成18年度予算は、この厳しい歳入状況にあっても、歳出においては3地域の早期一体化のため、特に市民生活基盤にかかるものは通常ベース以上を確保するとともに、学校の設備改修、道路の維持・改良、少子高齢化対策など将来を見据えた事業に対しても、既定の基金を活用して計画的に対処したところであります。

2点目、他市との財政比較分析表の公表について。市民にわかりやすい他市と比較したものを見定期的に公表すべきと思うがいかがかということですが、市の財政状況につきましては財政報告書の公表に関する条例により、毎年5月及び12月に予算の概況や決算の状況を告示するとともに、広報にも掲載して公表しているところであります。このほかに、総務省ホームページに各自治体の決算カードや、主要財政指標一覧を始めとする各種統計データも掲載されております。さらに、総務省では自治体の財政状況について、財政規模等が類似する他の団体と比較可能な指標を公表することにより、財政運営上の課題をより明確にし、それを財政構造の改善に反映させることを目的に、すべての自治体に財政比較分析表を公表する準備をしております。今年の3月末までには総務省のホームページ上に公開され、その内容は、ただ単に財政指数の羅列ではなく、わかりやすい表現での分析も付記される予定でありますことから、市民の皆様にも御覧いただきたいと思っており、また、財政報告書とともに公表してまいりたいと考えております。

3点目、収納対策の強化について。未納者に対する強制措置も必要だと思うが、一方、納税相談などソフトな対応もとるべきだ。また、納付機会の拡大でコンビニ収納の検討をしてみてはどうかということですが、まず、本市の収納方針を御紹介しますと、平成14年に税収納の向上を図るために、徴収事務基本方針を定めたところであります。この方針の主な内容は、現年度分収納の強化、口座振替の加入促進、滞納整理月間の強化、納税相談の充実が柱となっ

ております。この方針に従い、これまで取り組んできた結果、市税・国保税の収納率では、県内各市の中でトップの収納率を維持しているところであります。納税相談につきましては、新規滞納者の臨戸訪問や、滞納者に対する分納納付の指導などを実施しております。また、相談者のプライバシーに配慮した相談コーナーを設け、未納者の声を十分お聞きし、信頼関係を損なうことのないよう努めています。徴税の基本は税負担の公平性を確保し行政への信頼を高めることにあり、今後とも、安心して相談できる収納環境の整備に努めてまいりたいと考えております。納付機会の拡大にコンビニ収納の検討をということではありますが、このコンビニ収納は、全国どこでも昼夜を問わず納付できる利便性があり、有効な手段であるとして、県内各市が加入します税務協議会の中でも検討されております。ただ、納付された収納金の取り込みに1週間前後の日数がかかることや、取扱手数料が高額になること、また、督促料や延滞金を適正に賦課できないという欠点もあるわけであります。その結果、県内各市におきましてもまだ実施には至っておらず、本市におきましても、いましばらく状況を見守りたいと思っております。なお、市では、先ほど申しましたが、口座振替を推進してまいりましたが、郵便局の利用者を含めて、17年度当初の口座振替加入率は、大館地域が31.9%、比内地域が14.4%、田代地域が18.7%となっております。今後も便利で安全な口座振替の加入促進に努めてまいりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。（降壇）

---

○議長（伊藤 毅君） 以上で、本日の一般質問を終わります。

次の会議は、明3月3日午前10時開議といたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時20分 散 会

---